

6 月 2 0 日 (木)

(第 2 日 目)

平成25年第2回南関町議会定例会（第2号）

平成25年6月20日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

①4番議員 ②3番議員 ③1番議員

④10番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境 田 敏高 君

3番 打越 潤一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英樹 君

8番 山 口 純子 君

9番 橋 永 芳政 君

10番 唐 杉 純夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上 田 数吉 君 住 民 課 長 菅 原 力 君

副 町 長 本 山 一 男 君 福 祉 課 長 坂 井 智 徳 君

教 育 長 大 里 耕 守 君 経 済 課 長 西 田 裕 幸 君

総 務 課 長 堀 賢 司 君 建 設 課 長 大 木 義 隆 君

会 計 管 理 者 木 村 浩 二 君 教 育 課 長 大 石 和 幸 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安 彦 君 延 寿 荘 長 福 田 恵 美 子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。
ただいまから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） おはようございます。4番の鶴地です。行政改革の進捗状況と達成に向けた取り組みについて、質問をさせていただきます。

人口減少、少子高齢化が進む中、社会経済情勢の変化は目まぐるしく、地方公共団体においては、いっそう適切な行財政に取り組むことが求められています。政府においては、国・県を通じて地方自治体に対して、更なる行政改革の推進を求めており、本町においても第1次の行政改革が継続して取り組まれておりますが、厳しい地域経済の状況と背景に、今後町民の視線はますます厳しいものになると認識すべきだと思います。本町において行政改革を推進するにあたっては、今まで以上に、協働によるまちづくりの推進と情報公開の推進に加え、更なる経費の節減が求められるものと思われまふ。少子高齢化により、生産人口比率がますます減少していく中、町当局や私たちは更に住民と協働しながら、危機意識と改革意識を共有して取り組んでいかねばならないと思います。

そのような状況を踏まえ、総務文教常任委員会では、第3次行政改革の検証に引き続き、第4次行政改革の具体的推進策に基づく計画の進捗状況について、検証を重ねてきました。その結果、議長に対し平成24年度までの推進状況についての調査報告書を提出したところです。町当局におかれましても、私たちの調査報告書に目を通されていることと思ひます。

そこで、現在推進中の第4次の行政改革の進捗状況と達成に向けた取り組みについて質問をするものです。質問の要旨については、1として、行政改革の理解と推進のための周知、情報公開の取り組みをどうしているか。それから2番目として、平成23年度から第4次行政改革に取り組まれています、第3次から未達成のままの項目があります。その達成に向けての取り組みはどうかと。そして、施策項目が広範囲にわたりますので、協働によるまちづくりの推進、情報化の推進と、行政サービスの向上、組織機構の改革、広域行政の連携強化の4点に絞つての取り組みを質問いたします。

なお、主要施策、平成24年までの推進状況は、6月10日更新、ちょっと遅すぎますけれども、南関町のホームページの一覧表を元に、質問をしたいと思ひております。

また、今月の7日の熊日新聞に「交付税配分、地方を査定」という記事が出ていました。記

憶にあるかと思いますが、政府は経済財政諮問会議を開き、経済財政運営の素案を提示したとありまして、素案は地方の行政改革や地域活性化の努力を査定してと、頑張る地方自治体に交付税を重点配付する方針を示したという記事でした。地方を査定という、この査定という文言が気になりますので、これがどのような意味を持っているのか、町当局の判断についてもですね、示していただけたらというふうに思っております。

以後の個々の質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。ただ今質問を受けました、4番、鶴地議員の行政改革の推進状況と、達成に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本町の行政改革につきましては、これまで第4次の行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しをはじめ、各種補助金の削減や組織機構の見直し、定員管理の適正化、財政健全化などの取り組みを進めてきたところでございます。現在、取り組んでおります第4次行政改革大綱では、行政ニーズの高度化、多様化の進行、地域主権改革の進展に伴う権限委譲など、依然として行政財政を取り巻く環境の厳しさに変わりはなく、更に少子高齢化対策、定住対策を進めるため、行政改革を進めているところでございます。

また、今回の大綱においては、第3次行政改革大綱におけるプログラムの積み残しや、新たに改革の必要性が高まった事項を重点的に推進するともなっているところでございます。進捗状況につきましては、本町内の組織による行政改革推進本部会議、行政改革審議会で組織する行政改革審議会を開催し、進捗状況の管理を行い、その結果につきましては町のホームページで公開しているところでございます。

細部につきましては、担当課長よりお答え申し上げます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） ご質問の1番目の行政改革の理解と推進のための周知、情報公開は、についてのご質問についてお答えいたします。現在取り組んでおります第4次行政改革は、平成23年度から平成27年度までの5カ年間で推進期間としています。行政改革を推進していくためには、住民の方々の十分な理解をいただきながら、協力をお願いしていかなければならないと考えているところです。このため、平成23年度におきましては、まちづくりへのプロジェクト事業等を含めた行政懇談会、それから平成24年度におきましては、協働のまちづくりをテーマにした行政懇談会を開催をして、住民の方々に理解を求めているところでございます。

②の未達成の項目の達成に向けた取り組みについてのご質問にお答えします。南関町行政改革推進本部会議、また南関町行政改革審議会において、その進捗状況の点検、評価を行い、未

達成の項目に対しましては、実施に向けた検討を行っているところでございます。

ちなみに、平成24年度の南関町行政改革推進本部の会議の開催の状況をお知らせします。まず8月10日、それから11月5日、2月4日、3月19日の4回、会議を開催しております。主に進捗状況の確認の会議でございます。それから、南関町行政改革審議会においては、3月29日に会議を開催して進行管理、進捗状況の管理、検証を行っております。

続きまして、3つ目のご質問につきましては、ご質問の内容をお聞きしながら、その都度お答えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問をお願いします。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） それでは、細部にやっていきたいと思っておりますけれども、今、行政改革推進会議ですか、4回会議を開いてこられたとありましたけれども、審議会が3月29日、これ1回だけですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 審議会は年度末の3月の29日に、先ほど報告しました1回限りでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 審議会の構成と、それから私たちは総務文教常任委員会で、ずいぶん何回もかけて、この進捗状況、それからどうあるべきかの姿について、検討してきましたけれども、相当日数、時間を要しました。ちょっと審議会の構成と、それからもう少し回数をというふうに思うんですが、このへんいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず行政改革審議会の構成ですけど、5名で構成しております。各校区1名の学識経験者ということで、お願いしているところでございます。会議の開催状況につきましては、推進本部会議の中で検討した項目を取りまとめ、事前に会議の資料をですね、各委員さん方には手渡しをしながら、それを目を通していただき会議にあたっているところでございます。おっしゃるとおり、行政改革の会議の開催状況については、基本的に数回できればですね、いいかなと思っておりますけど、一応推進本部の会議の中での取りまとめと、そしてその委員さんたちはそれに対する検証というような形で、今現在行っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） わかりました。事前に資料を配付してあるということで、少しはいいのかなと。当日配って、1回だけの会議だったらですね、とてもじゃありません。私たちの経験から言って、ずいぶんと時間がかかりますので、審議会のあり方もですね、十分検討していただけたらというふうに思います。

それでは、各項目について質問をしていきたいと思っております。まず、インターネットでホームページのほうからですね、取りました表で、協働によるまちづくりの推進ということで、その

中に、住民主体の活動への支援というのがあります。そして目標の欄で、災害に強い町を目指し自主防災組織の設立、設置率を上げると、100%目標というふうになっておりますが、まずこの自主防災組織設立を始められたのはいつからかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 自主防災組織の組織化に検討した最初の年度については、ここでの正確な年度をちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 私は関東ですけれども、その中の瓦屋敷ですが、自主防災組織は平成20年7月1日につくっております。そして町のほうにも出しましたけれども、今年になってからできてないというようなことで、再度同じ表を出しました。平成25年2月1日付けでつくって出してあるはずですが、区長のほうからですね。防災のための発煙筒を購入したりしております。

その中でですね、実施状況というところで、自主防災組織の設立の今年度の達成率56%に終わり、次年度で100%を目指す、今年度ですから、平成25年度に100%を目指すというふうにされていますけれども、56%に至った経緯はどうでしょうか。去年1年で56%近くなったのか、最初に始めた年に平成20年頃に40%くらいできて、後は少しずつしかできていなかったのか、そのへんの状況はいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 自主防災組織につきましては、当初50%くらいの組織率でございました。自主防災組織をつくる県の補助要綱が、補助金の交付要綱ができて、一団体に、組織について10万円を補助する制度を設けたところでございます。この補助金の交付制度に基づきまして、町も予算化しまして未組織の行政区に対して積極的に展開を図ったところでございます。昨年度、補助金の交付要綱をつくりまして、現在その状況の中でですね、かなり組織率が向上しております。現在のところ、90行政区があるうち、82行政区が自主防災組織の組織化がなされているというような状況でございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 補助金を活用してのですね、組織率のアップというのは非常によろしいかと思っておりますけれども、補助金じゃなくてもですね、危機意識から本来はやっぱり自主的に皆さんがつくってもらいたいと思うんですよね。100%の目標ですけれども、先ほどおっしゃったように、補助金でいろいろな道具なり、対策をとればですね、100%達成できるかと思っておりますけれども、その補助金でいろんな物を買う、その目的を基にというと非常に語弊がありますが、自主防災組織をつくったら、後は本当の活動をしていないという状況では困りますので、そのへんの対策もですね、お願いしたいと思います。

この前6月5日に、防災会議がありました。私も出席しました。その会議が終わった後に、

私、担当の方に、関東大震災以降の重大な地震の発生状況と、昭和28年に白川の大氾濫があって、550名ぐらいですかね、亡くなられた水害がありましたけれども、それ以降の重大な水害の一覧表というか、取りまとめたやつを渡しておきましたけれども、見られましたでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） すみません。私、まだ見ておりません。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） ちょうど今、梅雨の時期ですけれども、こういう時期にですね、水害がこれだけ発生しているんだなというようなことを、やはり町の広報あたりで知らせて、そして自主防災組織をつくる、南関町から1人の犠牲者も出さないというふうな取り組みが必要だと思います。

例えば、関東では、平成20年に関東全体の防災訓練をやっております。そしてそのとき、炊き出しやら、負傷者の搬出方法とか、応急手当の仕方とか、いろいろなものを勉強しております。そういった危機意識があって初めて、例えば、ちょうど今の梅雨時、自主避難ですね、そういったものができる。そして、それで被害が未然に防げるというふうになるかと思えます。ぜひこのへんは考えていただいてですね、私はそういうつもりで、地震の履歴と水害の履歴を渡したんです。やはり、危機意識は共有していただきたいというふうに思います。

ちなみにですね、関東大震災以降1,000人以上が亡くなった地震が確か8回あっております。6年か7年に1回は、100人以上だったですかね。とにかくやっぱりひどい災害が出ております。それから水害のほうも大きいです。この近辺では、三加和でも20人近くの死亡事故が出ていますよね。そういった危機意識は持っていただきたいというふうに思います。

それからですね、介護予防ボランティアの養成ということで、福祉課のほうで計画をされましたけれども、介護予防ボランティアの養成は実施できると、継続ということになっていますが、このへんはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい、介護予防関係のボランティアの育成ということで、ご質問ですが、一応今年度から地域包括センターのほうで介護予防事業の実施を行っております。その中で今現在、介護予防リーダーさんの育成に取り組んでおりまして、今年度につきましても、介護予防のリーダー研修会を開催するというので、取り組んでまいっているところでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 少子高齢化がどんどん進んでいきますし、高齢化率はますます上がっていくと思えます。そうなりますと、高齢者の病気も増えます。私たちがですね、75歳になる頃、2025年問題と言われておりますけれども、その頃は病気の人間が1.5倍になるというふうに予測されております。しかし、1.5倍になっても医療の施設、医療体制は1.5倍

にはとても無理だというふうに言われております。そうすると、どこかで高齢者は困るわけですよ。病院にも行けない、そしてどうかすれば、老々介護とか、そういった問題になります。ですから、介護予防ボランティアの推進というか、そういったことは極めて大事になると思います。

NPO法人が今、介護予防事業に取り組んでいます。これを長崎国際大が3年間かけて調査して、そして全国の会議です、発表する予定でおります。その名称がですね、日本体育学会が主催ですが、16年の9月の予定で、1,500人会議ですかね、そこで発表の予定とかです、それから16年の6月に博士論文を出される。これは南関町の取り組みをですね、全国で発表をされる予定になっています。長崎国際大の教授の方がですね。ですから、行政としてもしっかり、先ほど言いました介護予防ボランティアの養成ですね、このへんも並行して、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。生産人口が減る、高齢者は増えて病気が増える状況ですから、このへんの取り組みをお願いしたいと思います。

それから次に、地域づくりリーダーの育成支援、これも同じようなものですがけれども、地域づくりリーダーの育成について、実効性が高まり広く活用できるよう、条例の見直し、規則改正等を検討したが、規則改正には至らなかったというふうになっていますけれども、このへんの進め方というか、このへんの対応はいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 地域づくりリーダーをどう育成していくかというのは、やっぱり町の課題だろうというふうなことで認識しております。現在、地域づくりをどう捉えるかという部分の視点からいくと、一つの行政区の区長さん、一つの行政区もやっぱり地域づくりの核になるべきものじゃなかろうかなと。それとか、老人会とか、地域婦人会とか、それからNPO法人もですね、当然その地域づくりの核、リーダーとなってくる存在だろうと思っています。そういう方たちを育成することによって、地域が活性してくると。協働のまちづくりの精神にもうたっているとおり、自分たちの地域は自分たちでできるだけ良くしていこうという芽生え、育成ができてくるんじゃないかなと。そういう組織をつくることによって、行政とのうまく連携をしながら、住みよいまちづくりの実現に近づけていきたいというのが考えておりますけど、それをどの視点の中でその育成を図っていくのかというのがちょっとかなり考え方なり、方針がですね、まだまとまっていないというのが現状でございます。今後の検討課題でございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） そういったリーダーですがけれども、南関町にはいろんなスポーツや文化の活動関係の団体、他にもですね、がまだす隊とかですね。この前、広報委員会で、カライモの苗を植えるに子どもたちと一緒に、がまだす隊の活動をちょっと見に行きました。それから、まつりの実行委員会とかですね、料理も郷土料理研究会とか、いろいろ団体があります。そういった団体の方にですね、やはりいろいろな直接金じゃなくても、何かいろんな物を使われる

と思うんですよね。消耗品というか、必要な品を支援してあげるとか、そういった取り組みが必要だと思います。

そして、もう一つはですね、以前の一般質問でも言いましたけれども、そういった方たちの体験発表、こういった場を与えていただいて、そういった体験発表をぜひやっていただいて、そしてやはり講師として発表していただくわけですから、謝礼を支払うとか、そう大きな費用じゃないはずですよね。ぜひそういったことに取り組んでですね、地域づくりを目指していただきたいというふうに思います。

それでは次のですね、情報公開の推進というのがあります。他自治体の事例等の情報提供というのがあります。総務省が出している行政改革の事例集は、検討されてますでしょうか。職員の方に対しての周知、そのへんはどうなっていますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 総務省が出している資料については、職員の中では共有していない状況にあります。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 総務省がですね、いろんな事例を出しております。青森県の例ですけども、字がちよっと何と読むのかど忘れしましたがけれども、事業仕分けのための外部ヒアリングを実施というのがあります。事業実施のための、外部ヒアリングですね。こういったのは、やっぱりいい事例じゃないでしょうか。

それから、やっぱり埼玉県ですけども、公開による事業仕分けの実施、こういったことにも取り組んでおられます。それから、愛知県では、民間提案型業務改善制度というふうなことでですね、やっぱりいろんなことに取り組まれておりますので、やはりそういったよその事例も参考にしながら、私たちの町も取り組むべきではないかなと思います。国のほうから、総務省のほうから県に行政改革の取り組みに対して通知が来ている。県のほうから、町に対して通知が来ていると思いますけれども、その通知の原文あたりも私たちは知りたいと思うんですけれども、そのへんはいかがでしょうか。どうなっていますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第3次行政改革大綱の中においてはですね、国からやっぱり行政改革の推進に対して強力な要請がありました。第4次に向けてはですね、3次の中には国からの大きな要請があって、当然自治体に、それぞれの実施プログラムを作成して、行政改革を積極的に展開するというふうな強い要請もあったところでございます。そのため、実施プログラムも作成しておりました。

第4次においてはですね、国からの3次当時の状況と変わりがあって、自主的に行政改革を推進すると、進めてくれというようなことの中の3次の総括を含めながらというふうなことしかないような状況でございます。当然、行政改革については、行政の簡素化、健全財政化に向けてですね、取り組むべき課題ではありますので、第4次南関町行政改革大綱においては、実施

プログラムは作成はしておりませんが、それに伴うような形の計画で進めているところがございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 私は、ここに項目が非常に多岐にわたって、変わった要望があるものですから、事例というか、そういう形で、こういうことに取り組んだらどうですか、取り組みなさいというような格好で文書がきているのかなというふうに思ったのですが、例えば電子自治体の推進とかはですね、ちょっと思いつかないという失礼ですが、何かおもしろい言葉だなというふうに思ったものですから、事例がこういうこと、こういうことということで、きているのかなというふうに思ったわけです。

わかりました。それから次ですね、広報誌、ホームページの充実というのがあります。このホームページですが、平成21年度、20万2,000件ほどですね、それから平成22年度が19万件、平成23年度、17万4,000件ほど、平成24年度が15万6,000件ほどということで、だんだん減ってきているんですね、23%減。これはどういった理由だと思われますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） ホームページの初期画面的なリニューアルといいますか、それをやっぱり、適切な時期にやっぱり変えていかないと、見る人がまた同じだなというふうなイメージを持っていらっしゃるのかなと。もう一つはデータの更新について、適切にデータが更新されているのかと、南関町のホームページはデータが更新回数が少ないから、あんまり見ても意味ないというようなことで思われている方もいらっしゃるかと思います。そのため、できるだけ更新の回数をですね、多くしていこうというふうな取り組みを事実行っているところがございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） ホームページのアクセス件数も、これもまた町内、町外わからないし、実際漠然とした数字ですよ。ですから、こういったことをアンケート調査をされたらいかがですか。ホームページの見方、どの程度見ているとか、興味の内容、それから教えてほしい、公開してほしい情報とかですね。それから町の広報も一緒です。町の広報をどれくらいの方が一生懸命読んでいるか、どこに興味を持っているか、議会だよりも一緒ですが、こういうのはアンケート調査しないとわかりません。私は、過去の一般質問でも、やはりアンケート調査の必要性を言っております。特に、これから先の高齢者の問題はですね、非常に皆さんが不安に思っておられます。交通体系もそうです。ぜひ、アンケート調査をやっていただきたいと思うんですが、このへんいかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 過去においてですね、一度広報、それから防災無線、それからインターネット、ホームページに関してもですね、アンケート調査を実施したことがあります。特に、

防災無線での利用状況とございますか、そこらあたりも大変私たちは常時行政情報を流している、防災情報を流している上での責任上、どれくらいの方が本当に実際、聞いていらっしゃるのかと。それに伴う要望、または広報誌の内容等についてですね、お尋ねしたことがありますので、もう過去、かなり前になりますので、再度そのようなアンケートを取って、住民の皆さんの声を反映していきたいというふうに考えております。その中に、意見を求めている分もありますので、そういうことで実施していきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） もういろんな調査があると思います。やっぱり求める情報というのは、先ほど言いました高齢者の問題もあれば、こういうふうな町の情報ですね、いろんながあると思いますので、やはりアンケート調査は定期的に行っていただきたいというふうに思います。それでないと、町民の要望、何を求めているのか、それがわかりませんので、ぜひ定期的なアンケート調査をお願いしたいと思います。

それから次に、情報化の推進と行政サービスの向上というところで、電子自治体の推進、先ほどちょっと言いましたけれども、この中に第3次では、これが7項目ほどつくってあります、今度は3項目ですから、ずいぶん進んだと見てよいのかなというふうには思っておりますが、システム担当者の研修会とかですね、それから勉強会っていうんでしょうか、そういったものは定期的にあってますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） システム担当者というのは、その意味合いがちょっとどう整理しているかと思えますけれども、まず電子計算の情報係を総務課で持っています。そこに2名がおります。それと、各課にそれぞれ情報、それぞれの業務を担当する職員がおりますし、その研修、どのような内容、業務に対する研修なのか、全体的なその運用に関する研修なのか、という部分もありますけど、基本的には総務課内の情報管理係においてですね、セキュリティの問題等をですね、全体研修をしていると。その他、担当業務のシステムについてはですね、システムの会社であるRKKコンピューターサービス会社からですね、テレビ会議と申しますか、テレビの中でですね、会議をしながら研修をしているというような状況があります。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） そうですね。特にウィルス対策、情報の・・・（聞き取り不明）とか、問題がありますので、このへんはやはり総合的にというか、全体的に責任者と申しますか、そういった方をつくっていただいて、そして対策をとる姿勢ですかね、そういったものがやっぱり必要かなというふうに思います。

それと、クラウドシステムの導入ということがあったんですが、私がイメージするクラウドシステムとどうも違うんですね。このへんは、どういうふうにお考えですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） クラウドシステムというのは、いわゆるデータを管理するためにです

ね、今、本庁内にデータを持っていると。これを万が一、災害等のためにデータが壊れないようにですね、よその自治体に預けるとか、よその民間会社に預かるとか、そういうデータの本体を預けることによって、うちでのバックアップシステムというのが必要がなくなるというふうなクラウドシステムというのを考えておりました。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 私は、例えば税の徴収とか、それから滞納者の状況把握とかですね、そういったものまで含めて、やっぱりソフトが必要です。そういうソフトをこの有明玉名地区の各自治体が同じようなソフトを使って、あとは応用ですから、そういったふうに私はイメージしておったのですけれども、それとはちょっとやっぱりずれるんですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町の行政システムにつきましては、先ほども言いましたとおり、RKKコンピューターサービスに委託して開発もしております。RKKコンピューターサービスは、県内28の自治体ですね、各自治体のシステムを委託してソフトを提供しているところでございます。それぞれの自治体によってですね、やはりシステムが違ってきています。南関町と長洲町もRKKですね、南関と長洲のシステムが同じかという、やっぱり南関独自のシステムというのもですね、やっぱり担当者が使いやすいようなシステムに変えてきております。そういうのが今、南関独自の同じRKKの本体の会社のシステムなんですけど、その都度、その都度、やっぱりシステムの変更をしながら、南関町に合った独自のシステムをですね、開発して現在使っているような状況でございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 28の自治体の管理といいますか、そうしますと、いろいろシステム開発やらソフトの提供、これは結構、費用かかりますよね。よその自治体、この28以外の全くRKKでなくても、例えば福岡だったら、福岡にそういうのでやっていると思うんですが、そのへんの費用の比較はされたことはありますか。言われるままに、ソフトというのはですね、言われるままに金を出すというふうな傾向がありますので、そのへんによその県との、そういうシステム維持の費用ですね、比較はされていますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 確かにパッケージ的ソフト、行政事務はどこでも同じですので、基本的に住民を管理する住民票の管理システムとか、税の管理、それから固定資産の管理とかですね、それから福祉関係の仕事についても、行政の仕事というのはどこでも同じ仕事です。だからパッケージ的にですね、それを提供している会社もあります。確かにパッケージ的に提供しているところについては、ソフト金額は安いと思います。金額的にはどれくらい安くなっているかというのは、把握していませんけど。ただ、それで南関町の今現在やっている行政システムが全てカバーできるのかという部分が大きな今後の課題だろうと。ただ検討はですね、今議員おっしゃるとおり、当然その1社に契約しますと、会社のいいなりでソフト料は決まってく

ると、使用料は決まってくると、そういうのはちょっと疑問もありますので、リニューアルする時点が平成27年ぐらいにリニューアルの期間がありますので、その時点でですね、どういったパッケージソフトがあるのかという部分を含めて、検討していきたいと考えております。確かに費用はですね、パッケージソフトのほうが安価になると思います。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 節約の面からもですね、ぜひ効用機能ですか、そういったところも含めてですね、十分検討をしていただきたいというふうに思います。

それから次はですね、組織機構の整備ということで質問をしたいと思います。小規模行政区の統合の啓発ということで、平成19年に素案では各校区の、例えば1校区、一小校区は42から6にとか、二小校区は18から7へとか、そういうことで、トータル90区を23区の計画というのが立てられましたが、ほとんど全く進んでいない状況です。現状はどうなっているかということと、進まない理由はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 当初、行政区の整理統合ということで、多分この発端になったのが、合併のときにですね、南関町は自治体数が多いというふうな課題があって、整理統合していきこうというふうなことで、行政区の統廃合のことで始まってきたろうと思います。確かに23区に統合していくというふうな案を町当局から区長会のほうに提案をしました。しかし、なかなかやっぱり区の状況あたりで進んでいっていないというのが現実であります。ただ、今やっておりますのが、今年の2月の区長会議の中でも、関町区の行政区、3世帯で一つの行政区をつくっている、10世帯程度の行政区が関町区の中にはですね、多くありますので、関町区の行政区の統合をですね、まずモデル的にでもちょっとやってみようということで、2月の区長会議の中で働きかけをし、今月中にですね、関町の各行政区の区長さんに寄っていただいて、お考えを聞いてみたいというふうなことで考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 現実はですね、平成19年、90から23の計画がほとんど進まない。6年かかっても進まないということは、今後6年かけても進まないというふうになると思うんですが、考え方が違うと思うんですよ。行政からみる区というのは、自分たちの行政をいろいろ情報を提供したり、また区からの、地区からの要望を聞いたり、調査したりということがあるかと思いますが、現場、各区では、小規模の区であってもですね、それこそ祭りとか、行事とか、共同作業とかですね、いろんなばらばらです。そして区費の徴収も、全然区費の金額も違うし、もう全く違います。ですから、その区長ということと、行政から見る区長というか、別だと思うんですよ。それを分けてですね、各地区の行事や祭りや共同作業といったものは、それはもうこちらからも、行政からも口出しはできないところです。そういったのは別ということの認識を持っていただきたいと思います。と名称を、やっぱりそうなるに変えにゃいかん。例えば、行政協力員とか、そういったふうに変えるとですね、溶け込みやすいと

思うんですよ。区を統合しようというような、それぞれの地区ではですね、区を統合する、隣の集落と一緒にですね、何でもかんでも一緒にさせられるのかという、そんな誤解っていうんですか、そういうふうにとられると思うんですよ。だから、進まない。そうじゃなくて、行政から見る行政協力員、それを区長が兼ねているだけだとか、そういうふうな捉え方をすればいいかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） おっしゃるとおり、区長には二面性があると思っています。当然、行政の仕事の連絡調整する部分、それから地区住民から選出されたら、区の代表としての区長という立場、区民の方から選ばれたということですから、区の代表であって、区のいろんなその行事、例えば祭りもあるかもしれません、区民の相談、そういうのを受けるのもやっぱり区長さんの役割と。だから、私たちも区長さんというのは行政の連絡員的なもの、それから区の代表的な取りまとめをする人、というふうに考えております。

今回、先に関町の統合をしていこうという部分については、既存の行政区を撤廃して、新たな区ということはどうですか、ちょっと考えられないのかなということですね、それぞれ持っていらっしゃる行事とか、慣例に従っているものはそのまま残しながら、いわゆる一つの小組合的な存在で、関町をどういうふうにか、現在の区長さんたちが町が提起したときにどう考えていらっしゃるかと思えますけど、私たちは今、提案していきたいのは、今の慣例の区はそのまま残しながら、それをもう少し、だから小組合長的に存在し、活かしていけないのかなと、そして取りまとめをしていこうというふうな考え方で進めていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） そういうふうにしないと、全く進まないと思います。区の日常生活のことはですね、区長さんに任せて、それに対してはもういいですと。区長という名称を使わずに、行政協力員とか、よその町もですね、例えば和水町は嘱託、玉東町も嘱託ですね。長洲町は駐在員、荒尾は行政協力員というふうに、この前表彰があっただけですね。永年勤続というか、10年、15年その担当された方を表彰されてました。ですから、名称を変えてですね、区長とはもう切り離して、行政協力員というふうな名称でもって、大きな組織をつくと。そういうふうにしたらいかがかなと思います。

それから、よその町とですね、この区長手当といいますか、このへんもぜひ見直しをしていただきたいというふうに思います。南関町は、一世帯当たりの報酬額を4,800円、月に直すと400円ですけれども、これ1本でやっています。よそはですね、均等割というのを設けております。こういう均等割もですね、考える必要があると思います。それでないと、例えば10軒くらいの小さな集落では、金額的にも少ないですけれども、30軒、40軒しかもそれが広範囲にわたる、面積の広いところでの区長と、ごく密集した地域とではですね、やっぱり区長さんの苦勞もですね、全く違うかと思えます。そのへんのことも考えてですね、やはりこのへんの費用の見直し、この費用の見直しあたりがですね、いきなり言ってもだめだと思っ

ですよね。今度、職員の給料下がりますでしょう、そういうときに区長会で話して、行政のほうもこれだけ辛抱して頑張っておりますと。例えば、特別職の給料はこういうふうにして下がってきて、こうなりましたとか、そういう下げたときに提案して、協力してくださいというふうな言い方しかできないと思います。行政が何もせずにおって、区長手当だけ、ぼそっと何%か少なくしてくださいというやつはできませんので、こういった状況で職員の給与も引き下げたりしておりますので、協力をお願いしますというふうなときにやらないとできないと思います。こういう手当の見直しはですね、そういったことをお願いしておきたいと思います。

それから、もう一つありますですね。区に入っていない戸数、そしてそのところに対して、広報とかの配布はどのようにされてますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、広報等の配布方法ですけど、シルバー人材センターに委託して配布しております。戸数として300を超えております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 区に入らない人はですね、その区の祭りじゃ、共同作業じゃ、何かいろんな行事にはもう面倒だから、町から引っ越して来た人は入らないと。区費も納めにやいかんし、だから区に入らない。区に入らないから、町からの広報とかの配布も頼みようがないから、シルバー人材センターに頼んでやってもらったり。これはしかし、行政協力員とかだったらですね、できると思うんです。行政だけでしか、区のことに対しては口出ししませんからというような格好になればですね、行政協力員だったら配れる。通常、たいていのところが行政協力員、イコール区長だというふうな形であればですね、これは配れるかなと、できるかなというふうに思います。

それから、職員の意識改革と能力開発の推進ということでお尋ねしたいと思いますが、前回、平成23年ではですね、管理職試験の導入の検討ということで、これは平成19年からのテーマになっていきますけれども、これが今度の、この前の6月10日のやつでは、すばっと消えております。やはり、あれっこの前まで検討するっていうふうになっとなって、いきなり何事もなく消すのは、やっぱりおかしいと思うんですよね。やはり消した理由、例えばこういう問題があるから、保留にしているとかいうふうな、何かそれはあってほしいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 管理職試験の採用という項目を削除いたしました。行政改革審議会の中でですね、論議しております。実質的に実施できるのかという判断から、現実的には難しいんじゃないかろうかという部分の判断で、審議会にご相談し、この計画をもう見直したというふうな結果があります。

以上です。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） そういうときにはですね、やはり審議会の中で、実施が困難ではないとか、よくあるじゃないですか、時期尚早とか、そういったことで再検討、保留というような形でやっぱり理由は述べておかないと、ずっとホームページで見ていた人はですよ、あら、何だこれは、何の前ぶれもなく、いきなり消えているというふうになりますので、やはりそのへんは、理由も付けて消すというとおかしいですけども、見直すべきだというふうに思います。

それから最後になりますけども、広域行政の連携強化というところがあります。その中に3項目あって、定住自立圏構想に基づく連携の検討というのがあります。この圏域での会議開催状況は、まだ始まったばかりですけども、この会議開催状況はどうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 定住自立圏構想につきましては、共生ビジョンを本年度中に作成していくということを考えております。共生ビジョンについてのそれぞれの協議は始めております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） まだ、皆さんが各市町村、各、この前協定しましたよね。そこで各町の担当者が集まっての合同の会議とか、そういったやつの回数と、検討した事項をちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） ここに具体的な資料を持ってきておりませんので、詳細にはお答えできませんけど、それぞれ部門ごとに、各担当者ごとに、2回はですね、大牟田市、荒尾市、長洲、南関等寄ってですね、検討した経過があります。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） はい、わかりました。やはりそういった会議がやっぱり大事だと思います。それからもう一つは、問題の内容が一つ一つやっぱり違いますので、同じ課、定住自立圏構想の市町村のですね、同じ課の人間だけがまた集まって、詳しい突っ込んだ話をするというのもですね、やはり大事かなというふうに思います。

一応、これで項目の最後までいきましたけれども、行革の最終目標というか、行き着くところはですね、財政の安定と、それから住民サービスの向上であると思います。これは今始まったことではなく、橋本内閣、小泉内閣、そのときに盛んに言われました。しかし、もっと前、明治のときから始まっています。そして本当は大化の改新、そういったところから始まっています。江戸時代には、享保の改革、天保の改革、そういった三つの改革、やはりこれも行政改革だろうと思います。その都度、その時期に改革をやっておりますので、これからもずっと続くものだと思います。だから時代、時代に合わせ、地域の社会経済状況、特に今から先は、何回も言いますが、高齢化が問題になってきます。そういった実態に合わせてですね、やはりしっかり行政改革に取り組んでいただきたいということを発言して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で4番議員の一般質問は終了しました。ここで10分ほど暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時59分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番議員の質問が終わったところでしたので、続いて3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） こんにちは。お疲れのところ、休憩しましたので、ちょうどいいタイミングで、私のほうに引き継いでいただきまして、鶴地議員、ありがとうございました。3番議員の打越です。よろしくお願いします。

私の質問は、先日来、新聞で報道されている農地集約についてです。林農林水産大臣は、4月23日、首相官邸で開かれた、政府の産業競争力会議で農業の競争力を強化するため、大規模生産者と小規模農家の間で、農地の貸し借りを仲介する新組織、農地中間管理機構(仮称)を各都道府県に整備し、農地の集約や耕作放棄地の解消を加速する方針を表明しました。新機構には国費を積極的に投入し、農業用水路などの基盤整備を行って、意欲のある農家が農地を借りやすくする、環太平洋連携協定(TPP)交渉参加をにらみ、小規模農家が分散する日本の弱い農業構造の改革に本腰を入れる構えだ。農地集約と耕作放棄地の解消に関する数値目標を定める意向を表明、農林水産物の輸出拡大に向けて、国別や品目別の輸出戦略を策定する方針も示されております。新機構は来年度に整備、農地の貸し借りの(中間受け皿)の役割を果たし、耕作放棄地を含めて、借り受けた農地を一定規模にまとめた上で、大規模化を目指す農家や農業法人に貸し付ける。現在、各都道府県が出資している類似の中間受け皿組織を衣替えする。財源不足で、十分に機能してこなかった反省を踏まえ、新機構は法改正によって権限を明確にすることを検討し、財政支援も手厚くする。この中で業務の一部を市町村、農協、民間企業に委託するとあります。

これを受けて1番として、当南関町での農地集約の可能性について、中山間地域での現状と課題について、小規模農家、分散した農地を整理し集約する。後継者不足、基盤整備、耕作放棄地等についてお尋ねします。

2番としまして、青少年の健全育成について。保育園、小学校の運動会、中学校の体育大会も終わり参加してみて、子ども、生徒たちの団結力等の能力の高さを感じました。統合して3カ月の保育園園児、入学して3カ月の小学生、中学生、環境の変化を受け入れ育つ若者、園児から中学生というのを若者と見て、今後、町長、教育長はどう感じ、対処していくべきかをお尋ねします。

以後の質問は、自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今、質問を受けました3番、打越議員の農地集約の可能性についてのご質問にお答えいたします。現在、国においては攻めの農業を目指して、農地を集約し、コスト削減を図り、大規模農家を図っているところでございます。一方、南関町におきましては、ある程度まとまりのある農地は、中山間地域総合整備事業を推進しており、完成すれば総面積60ヘクタールの農地を整備することができます。このように圃場整備した水田は、所有者が高齢化しても農地の担い手、農家が引き受けてくれますが、本町は中山間特有の迫田、棚田が多く、圃場整備したくともできないところがあります。このような耕作放棄地になり得るような不整形で狭小の水田は、借り手を探すのにも難しいものがあります。このような土地につきましては、先般、政府が成長戦略の中で、農地中間管理機構なるものを発足させ、小規模農地も基盤整備を行い、農地の集約化を図るという方針を打ち出しておるところでございます。今後、期待をしているところでございます。

次に、青少年の健全育成についての質問にお答えいたします。去る6月8日、和水町スカイドームで行われました、こどもの丘保育園の運動会は、1週間の延期にも関わらず、園児たちは終始懸命に競技や演技に参加し、素晴らしい成長の姿を見せていただきました。開会式でも申し上げましたように、今年度より第一保育園を統合してからの2カ月しかたたない中で運動会でしたので、心配をしておりました。しかし、3番議員からもありましたように、プログラムも感動するものばかりでした。これも一重に、こどもの丘保育園の園長先生をはじめ、職員の皆さんが一致団結して行事成功に向けて取り組み、保護者の理解と協力を得られながら、子どもたちを導き、育ていただいている結果だと思っております。詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。失礼いたしました。3番、打越議員の2つ目の青少年の健全育成についての質問にお答えさせていただきます。

統合して間もない、こどもの丘保育園、あるいは入学して2カ月しかたたない中で開かれました、小学校の運動会、議員と同じ気持ちでございます。子どもたちは、よくも短い時間でしっかり覚えて、堂々と気持ちよく演技し、精一杯競技ができるなあと感動の声は、来賓席におりましても、いろいろといつも耳にします。実は5月に運動会をやるようになりましたのは、南関第一小学校が初めてなんですね、町内では。それも体育館の建設があるということで、運動場が使えなくなるために5月実施ということで、入学して数カ月しか経ってないところで、1年生大丈夫かというのが、そういう声が上がりましたが、2年続けられて一小の保護者のほうから、ぜひもう5月を継続してほしいというふうなところがありました。そのことによって、先生方も、春にやっておくことで、秋の町の体育大会あたりと離れるし、非常に運動会のときにまとまった子どもたちの姿が、その後の学校生活に、非常に縦の人間関係に有効であると。

私がちょうど一小校長2年目、それを県の校長研修大会でも発表させてもらいました。5月運動会のメリットということですね。それが非常に広がりまして、今管内でほとんど5月運動会というふうになっているところです。実は、その運動会が終わりました後に、子どもたちは応援合戦、小学校も中学校もやりますが、解団式というのが行われます。応援団を解くという式ですね。そこで、リーダーがよく口にしておるのが、始めのうちは、いくらリーダーが注意しても聞いてくれん、下級生が。どうなるかと思いつたけど、最終的には本番では一致団結して、最後まで立派に演技してくれて、立派な応援団活動にまとまることができたので、下級生の皆さん、ありがとうございますと、いわゆる上級生がですね、リーダーが下級生に頭を下げる姿を見ることができるわけです。子どもたちはそれぞれ個性があって、発達の違いもあります。それらをよく見極めながら、実は子どもたちがつくっているようだけれども、先生方が陰になり、子どもたちを自分たちでつくり上げる運動会へと導いてくれるわけですね。そういうことで、練習日程は限られています。ゴールデンウィークが終わった後の練習開始ですので、そういう中で練習日程を構成して、本番を迎えるというのは、これはもう学校経営の力であるというふうに思いますし、先生方の陰の指導力の賜かというふうに思います。すなわち、行事というのは、一日の本番だけで見るとはなくて、それまでの見えない中で苦勞されてきた子どもたちの努力と、先生方の陰の力と、両方があいまって一つの結実をみるという、そういうことをつくり出すことが青少年の健全育成かというふうに考えます。

とかく先生たちも、あるいは子ども同士でもですね、子どもの粗探しをしていくと、争いあるいはいじめという問題に発展しますけれども、それらを克服するように導いていくことが健全育成への手立てかなというふうに、大きなテーマに対して最後にまとめさせていただきました。

以上、お答えしまして、後の質問につきましては、自席でお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 農地集約による中山間地域での現状と課題について、5項目のお尋ねについてお答えいたします。

まず、小規模農家についてですけれども、本町での自給的農家は、全農家の35%を占めております。現在、高齢化が進みつつ、後継者がいない農家も増えてきておりまして、将来どのようにこの農地を守っていけばよいか不安を持っておられる農家も多いと思います。

このような中、昨年地域の農地問題を解決するために、人・農地プラン作成が始まりました。これは中心となる経営体と、それ以外の兼業農家や自給的農家を含めた小規模農家が地域の農業のあり方を地域全体で考え、そのプランを作成しようというものです。このプランを作成することにより、農地を集積する場合など、国からの助成措置等のメリットもあります。また、小規模農家が守っている田畑は、洪水防止機能を果たしたり、多様な生き物のすみかを提供したりしており、自然環境の保全に寄与して美しい里山をつくっております。このような多面的機能をこれらの農家で存続させていくための施策についても、国にはお願いしたいところ

でございます。

次に、分散した農地を整理し集約するという事で、農地集約につきましては、南関町では熊本県のモデル地区に指定されました肥猪地区で現在話し合いが持たれておるところです。今年から整備いたします圃場整備箇所を将来数人の担い手認定の業者で引き受けるように計画がなされているところです。また、国としては仮称ですが、各都道府県に、議員おっしゃいました農地中間管理機構を発足させ、農地集約を行い、今後、全農地の80%を担い手農家に利用していただくという施策が進められているところです。

後継者につきましては、現在規模が割と大きい専業農家においては、子どもさんが跡を継いでいらっしゃいます。小規模農家でも、子どもさんが兼業により農地を守っておられますけれども、やはり規模が小さい農家では、農業だけでは生活ができないのが現状であります。今後、高齢により農地保全が難しくなったり、後継者がいない場合は、近隣の担い手農家に託さないといけないのかなと考えております。

基盤整備につきましては、まず中山間地域総合整備事業を早期に完成させたいと考えております。また、町長先ほどおっしゃいました農地中間管理機構が事業主体となって、小規模基盤整備も検討されておりますので、本町に合った事業であれば、ぜひ活用したいと考えております。

最後の耕作放棄地対策についてですけれども、これも最重要課題の一つでございます。現在は、農振地域におきましては、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策事業に取り組んでおられる地区については、一定の効果があっておるものと思います。また、耕作放棄地解消のために、手のかからない作物、金になる作物を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。それでは、1番目から入らせていただきたいと思っております。

まず、小規模農家ということは、中山間地で、大規模な農地を持ちにくいというか、南関で考えますと、私たちのほうの、何て言うんですか、山間と言うんですかね、そういう所をいうのかなという、その小規模農家と大規模農家、専業農家といいますかね、専業農家と小規模農家という、また違うと思いますが、そこあたりの分から、ちょっとだいたいどのくらいの面積ぐらいが小規模農家というようなことであるかを、ちょっと確認させてもらってよろしいですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 小規模農家の定義といいますか、これはどれだけの面積というのは、私、勉強不足で、その定義という定義があるのかなのか、私はわかりませんが、少なくとも自給的農家と二種兼業農家ぐらいは、小規模農家に該当するものではないかとは認識しております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 二種兼業農家という、私が以前勤めながら、土曜・日曜だけ農家を営んでいたのを第二種兼業農家というと思いますけれども、この小規模農家の田んか畑を持っているのは、なかなか山がこう入って入り組んできている分で、やっぱりそこあたりをですね、守っていくということは、本当、私たち今60代だからできると思いますけどですね、これが高齢化になりますとですね、なかなか守っていくのも難しいんじゃないかなと思います。何しろ、農地を守るためには、道路がありますよね、道路、用配水路。田んかの畦畔といいますか、そこあたりの草刈とか、今はイノシシとか、うちあたりはアライグマは見かけませんが、そこらあたり、本当はいろいろ小規模農家がやっぱり一番南関町の、何て言うんですか、広い田んかじゃなくて、狭い田んかですね、小規模農家です。こういうところを担っておるわけですけども、この分あたりの対策は、今でもそうだし、だけん、昨年、先月だったですかね、人口が約1万人が6千何百人ぐらいになるというようなことを考えていくと、そこあたりがもう高齢者というんですか、おそらく担い手というものがなくなるんじゃないかなと思います。そこあたりは、課長、どんなお考えと思いますか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 非常に、将来にわって課題になるのかなとは思っております。現在ですね、農家の高齢化率っていうのがですね、75%ございます。70歳以上の方が現在、田んぼとか保持していらっしゃるものと思います。私も少し田んぼを作っておりますけれども、私の親が89歳で、水まわりをしてくれますので、助かっておりますけれども、非常にやっぱり、どこの農家も高齢化が進んでおりますので、今後やはり、多面的直接払いとか、小規模の圃場整備、そこらへんが課題になってくるのかなと思っております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） まだ、この農地中間管理機構っていうのが、まだ来年度に整備っていうことで、まだ今の段階では分からないんですけどですね、農業用水路などの基盤整備も行うということで、今進められている基盤整備は、もう南関町では、今、南関東地区ですか、そこあたりが一番最後だとは聞いておりますが、そこはそういう考えでよろしいとですかね。

○議長（本田眞二君） はい、経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 中山間地域総合整備事業につきましては、今年、南関西地区ですね、それと追加しました高久野校区、上長田。上長田はパイプラインですけども、この事業については、もうこれでおしまいでございます。

農地中間管理機構につきましては、その後ですね、今現在、ちょうど昨日でしたけれども、急急に振興局のほうで、現在までの各市町の圃場整備率と未圃場整備率関係で、昨日、担当者の説明会があったところです。これは、農地中間管理機構を設置するにあたっての、前もっての会議だと思っております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） それでは、一応、東地区あたりはもうこれで終わり。もうそれで、南関町の分については、その分でのもう基盤整備は終わり。ということは、今度は農地中間管理機構で、そのほかの、今現在未整備地区はこれで行うというようなことと理解してよろしいとですかね、今後は。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） この農地中間管理機構につきましてはですね、今後この事業だけになるのか、ほかにも圃場整備関係で事業が出てくるのかは、まだ今のところは未定でございますけれども、農地中間管理機構につきましては、未整備地区をこの機構が借り上げて、機構が整備して、そして担い手農家に貸し出すというような構想になっております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ちょっとまだ時期尚早ですね、ちょっとその内容あたりはですね、ちょっと不明確で、正確には答弁できないかと思いますが、いずれにしても、小規模農家が持っている田んぼをですね、基盤整備、大きい基盤整備ですたいね、そこらあたりができないところが、多分、南関町全体の中でも占めているんじゃないかなろうかと思えます。これが一番難しい自治体が行政を進める上においてはですね、課題じゃなからうかと思って、同じ気持ちだろうと思えます。

続きまして2番目にいきます。分散した農地を整理し、集約するというようなことで、平成24年度ですけどね、県内の農地の集約面積が平成23年の1.3倍で1,780ヘクタールと、これは5月21日の熊日新聞に載っております。県のまとめということで、載っておりますけど、南関町は面積はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 南関町の農地集約面積は、52ヘクタールでございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） なかなかですね、この農地集約というと、実際いい方向に進めばいいんでしょうけど、なかなか個人の権利関係、それとまた、広い田んなか、畦畔の少ないところであれば集約もこう可能かと思えますけどですね、労力も少なくなるというようなことで、有効な手段かと思えます。これも先ほど、80%担い手農家に目標というようなことでご答弁いただきましたけど、この中で52ヘクタールというと、その全体の大元になる面積はどのくらいですかね。ちょっと私がパーセントを比較できるならば、話がちょっと前に進むかと思えます。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 本町の水田面積がですね、617ヘクタールございます。この52ヘクタールの中には畑のほうも入っております。畑が24町分この中に入っております。なかなか農家の方は、人に土地を貸すということを嫌われている方もおられます。内々で貸し借りとかをしてある方もおられますけれども、できればですね、農業委員会で利用権設定をしていた

だいて貸し借りをしていただいたら、安心して担い手農家の方に貸されるのではなからうかと思っております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） この分散した農地を整理集約するという、南関で考えるならば、高久野あたりの平野部といいますか、南関町で考えるとそういうところあたりは農地を、今度、基盤整備があるですたいね。そういうところであれば、基盤整備したところの後、高齢者が次の担い手に貸すと、そういうことが実現できるかと思えます。借り手側もそういう畦畔あたりは小さいので、草刈りあたりもですね、労力あたりも減るし、機械、トラクター、田植機の作業あたりでは、一つの圃場が終わったら次の圃場にいけると、そういうことで本当、有効活用というようなことで、借り手は多いかと思えますけれども、先ほどから小規模農家といいますか、そこらあたりの分が、担い手がですね、借りて耕作すると、そこあたりが条件を整えばいいんでしょうけど、やっぱり南関でも、専業農家といいますか、そこあたりが、専業農家という認定農業者になるわけですかね、ちょっとお尋ねします。それと、認定農業者の数ですかね、そこをお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 担い手は認定農業者も含みます。認定農業者につきましては、本町では71経営体を現在認定しておるところです。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 今、認定農業者という一番ばりばりで農業経営をされている方だろうと思います。そういう方もですね、やっぱり農業を行うためには、できるだけそういう自分の体を使わずに機械を使って作業を行うと。そういう自分の労力削減といいますかね、そういうことを担っていく田んかならば喜んで受けていただけたらと思いますが、なかなか迫田、段々畑、段々田んかといいますか、棚田といいますか、そういうところあたりは本当厳しいものがあるかと思えます。そういうことで、国も農地中間管理機構ですか、こういうのを県にして、そしてまた県が市町村や農協、民間企業ですかね、そういう企業に委託するというようなことですがけれども、この中で民間企業というとは、南関ではどのくらい今、農家に入って仕事をされてるのかな、どのくらいの企業がありますかね、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 民間企業の農業参入でございますけれども、現在1社が検討されておられるところですよ。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） なにしる南関で農業をするということは、本当は企業もやっぱり赤字を出してすると、経営をするということは赤字を出すということは、やっぱりいいことはないですよ。やっぱり黒字を出して経営をしているというようなことでしょうか、今の南関町で今お聞きしますと、1社というようなことで、なかなかおいそれと企業が入っていくという

ことは、なかなか難しいんじゃないかならうかと思います。ここらあたりは本当、尋ねながら、厳しいことばかりなものだけなんです、課題というか、先行きが明るい土地ならばいいんですけど、しかしそれをここに住んでいる南関町の方は、やっぱりそれをどうにか生かして、次の世代にも送り届けなければいけないですから、本当厳しい状況かと思っています。ここらあたりを、町長、分散した農地を集約すると本当厳しいと思いますが、町長は町の経営者ですから、ここらあたりをお願いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 町長の考え方ということでございますけれども、中間機構がですね、今後発足しますとですね、そういう農地でも生かされるのじゃないかならうかと思っています。これに期待するほかはございません。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） もう本当、なかなか難しい課題ですので、精一杯、南関町を希望のある町にするためにはですね、行政がしっかりして住民を引っ張っていただかないと、なかなかできないわけですので、そこあたりもまたはっきりした段階でまたお尋ねしたいと思いますが、なかなか厳しいけど頑張っていかなければならないと思っております。

続きまして、後継者不足のほうに入らせていただきます。もう先ほど来、高齢化というようなことで、この後継不足というような言葉をもう自ずと言わずとも出てくるわけですけども、南関町は先ほど小規模農家と一緒にです。第二種兼業農家が多いと思います。兼業農家が多いから、農地の集約や農業の大規模化を逆にいえば妨げてきたんじゃないかならうかと思いますが。

○議長（本田眞二君） 3番議員。もう少し完結に、質問をはっきり何かわかりやすい質問をお願いします。

○3番議員（打越潤一君） なかなかその流れを言わにゃいかんもんだけなんです。

こういう農業にですね、意欲のある若者を担い手を増やすための方策ももう考えていかなければならないと思います。なかなか見通しは厳しいと思いますが、経済課長として、そこあたりの担い手育成といいますか、そこあたりをどんなお考えかちょっとお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） この後継者問題は、非常に頭が痛いところでございます。若者といいますか、時々、役場にも近隣の犬牟田市とかから、先日は東京のほうからも来られましたけれども、南関で農業をやってみたい気がして、ちょっと来ましたとかですね、相談には時々来られます。中身の話を聞いてみますと、全く農業はしたことがない、家庭菜園でキュウリを作りよったとか、その程度の知識しか持っておられませんので、非常に農業というのは、天気も左右しますし、非常に難しいということは申し上げております。その上で、できましたらば専業農家、役場のほうから紹介してもいいんですけども、専業農家で研修をされてみてはどうでしょうかと、そして自分でやりたいと思ったら、またそれからやられたらどうでしょうかという、そういうアドバイスは行っております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 全然知らないですね、若者が南関町に増えて、農業をしてくれるような町づくりを考えていかなければいけないんじゃないかならうかと思っております。

次は、基盤整備のほうに移らせていただきまして、南関町の圃場整備率はどのくらいですか、今現在。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 現在進めております、中山間地域総合整備事業が完成しましたならば、圃場整備率が36.3%になります。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。精一杯、担当課では進めていただきまして、地元の協力がなければ、この圃場整備も面積も広がるというようなことはできません。しかし、これもやっぱり、そこをいろいろ多方面から考えながらですね、これも基盤整備がないとやっぱり次の農業者は恐らくなくなるだろうと思いますので、これも課題も多いかと思えます。しかし、これもよりこの圃場整備率が上がるように進めていかなければ、次代に送っていけない、これも重要課題かなと思っております。これもまた、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、1番目の最後ですけど、耕作放棄地等ですけれども、これもですね、やっぱり高齢者等で、こっちのほうはもうどんどんどんどん進んでいくと、耕作放棄地は、これはもう行政が進めなくても進んでいく。これはもう待たなしで恐らく毎年毎年ですね、パーセンテージが上がっていくんじゃないかならうかと予想されます。これはもう人口減も当然考えてですね、今のところ、南関町の耕作放棄地はどのくらいあるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 農業委員会調べでございますけれども、田畑合わせて、286ヘクタールでございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） やっぱりこれもですね、パーセンテージとしては、どのくらいですかね。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 田を例にとってみますと、19.8%になります。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 何しろですね、もうこのまま高齢化、あるいはもう後継者といひますか、子どもさんたちが当南関町から離れて、耕作に帰って来られないでいます。そういった方も耕作放棄地になるのだと思ひます。近所の農家の方に貸していただけるならば、そういうこともなくなるだろうと思ひますけれども、一応1番目のちょっとまとめみたいなので、ちょっと思ひを述べます。

高齢化などで、まず自家消費分が中心の自給的農家に移るんじゃないかならうかと、そうすると耕作もしないで、先ほど言いました土地持ちの農家、そういうのが増えて増加につながると、耕作放棄地の増加につながると。それで、兼業農家も重要な担い手でありますので、トラクターに乗れる農家が多いうちにですね、いろいろな施策を考えていかないと農地が荒れてしまうんじゃないかならうかと思えます。本当、厳しい課題ばかりだと思いますけれども、1番につきましては、一応これで終わりたいと思えます。

○議長（本田眞二君） はい。それでは、その後につきましては、昼食後ということで、1時まで昼食のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

3番議員の質問の途中でありましたので、これを続行します。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） こどもの丘保育園の運動会が6月1日が順延となりまして、6月8日、和水町のスカイドームで行われ、0歳児から5歳児まで参加し、顔見せや、一生懸命に走ったり、踊ったりと頑張っておられました。保育園児では、1歳違うと成長の跡が顕著に見られ、頼もしくもありました。第一保育園生とこどもの丘保育園生の、わずか2カ月ですかね、一緒になって、違いも感じられず、順応性を強く感じたものでした。先生の指導も見捨てたものじゃないと感じたところです。先ほど、町長のほうから、もう回答がありましたので、今度は教育長のほうに、ちょっと顔が見えておりましたので、ご感想をお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） こどもの丘保育園も、先ほど交えて言ったつもりでしたけれど、学校だけが印象深かったようですね、失礼しました。

私も、朝、開会式はちょっと別の講座を持っていた関係で、時間を遅れて参加をさせていただきましたけれども、非常に第一保育園がですね、存続できないというような状況で、保護者の中にも心配はされていたかもしれませんが、指導体制をしっかりと年の初めとっていただいた結果が、順調スムーズに、あぁいった行事をつくり上げるまでになされたのではないかというふうに思います。特に今、0歳児以下の話が出ましたけど、私は年長組がですね、あるいは4歳児、5歳児が年長ですが、4歳児、5歳児の組み体操に近い創作ですね、あれを小学校は低学年はあんなことやらせてないので、就学前の子どもがあそこまで鍛えればできるということですね、初めて今度見たわけです。もちろん、ひまわり幼稚園のほうで、運動会では跳び箱を使ったですね、非常に高いところをトランポリンジャンピング台を使って、8段を跳び越すというような鍛え方もされておりますけれども、やっぱり子どもたちは、安全な指導ができれば、能力はどこまでも伸びるという素質を持っているということをしつかりとわきまえた指

導を安全に配慮しながらやられている成果だというふうに思いました。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） はい、ありがとうございました。これから、スムーズにいきます。

次にはですね、6月14日にこどもの丘保育園で、南関がまだず隊のメンバーの5人の指導のもと、年中・年長者によるサツマイモ苗植えが行われました。これに私たち、広報調査委員会5人のメンバーも飛び入り参加し、一列に並んで、園児の苗と一緒に楽しみました。秋にはですね、どんなふうにイモが成長しているのか、園児たちも収穫を楽しんでいるように見えました。今、私が言いました内容を見てですね、青少年健全育成といいますか、保育園の光景を副町長に、行っていらっしゃるんでしょけれども、青少年の健全育成の立場からどういう思いだったか、今私のこの文章を読んでですね、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 今、打越議員が、いろいろこどもの丘の保育園運動会のこと、それから小学校の運動会で感じたこと、またこどもの丘保育園のイモ植え、そういうことを一緒になってやった、そういうことはですね、これから先の子どもたちのためにもいい活動、特にイモ掘り、自然に親しむ、そういうのはいい機会ではなかったかなと思っております。それから、私もこどもの丘保育園の運動会に行っていました。私も一番心配しておりましたのは、統合保育園になってですね、子どもたちが本当にうまく、やれるかなという点と、保護者の皆さんがうまくいくかなというふうに心配しておりましたけれども、保護者の皆さんも、役員あたりも一体となってですね、運動会をされて、素晴らしい運動会ではなかったかなと思います。こういうことを踏まえながらですね、これから先の青少年の健全育成に、やはり一体となってやっていかなくてはならないというふうに感じたところでございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） はい、ありがとうございました、急にふりまして。

次は小学校のほうにいきます。小学校の運動会は、5月26日に一小から四小まで行われました。私は、第四小学校に参加させていただきました。全校生75名で、赤団・白団に分かれ、1年生から6年生まで、団長のもと、徒競走、技競争、そして団結力を競い合い、保護者たちも仮装して子どもとマイムマイムを踊り、絆の強さを感じ、これは四小の伝統になりつつあり、小規模校のよさを感じ、地域で健全育成に参加する心意気を感じました。一小、二小、三小に行けば、これをお尋ねすることはないんですけれども、行っておりませんので、そこらあたりも、一小、二小、三小も、やっぱりどういうことで、子どもたちの成長を教育委員会としてこうされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。教育長は行かれておれば、よろしいですか、教育長。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それでは、私は今年は三小に参りました。午前中ですね、開会式から。

第三小学校は、いわゆる第三保育園がある間はですね、三保と三小が合同の運動会をずっと続けていたわけです。ですから、保育園だけ独自の運動会はありませんでした。そういうことで非常に三小は、三小校区全体をあげて、保護者も一緒になっての運動会ということが、就学前から小学生までですね、行われてきたところでした。やっぱり地域の特徴というか、かつてちょっと先生方と保護者の中ですね、プログラムを巡っていきさつがあったんですが、三小の全校ダンスは夕日を絶対に変えてはならない、ぎんぎんぎらぎら夕日の踊りですね。先生たちが別のメニューを用意して提案した時に、PTAのほうから、これだけはでけんと。もう何十年で昔から続いとるから、三小の伝統だからと。そういうふうなことで今年もやっぱり夕日が組まれておりましたけれども、そういうやっぱり校区の特徴を生かしながら、そしてこの子どもはそういうカラーをつくって送り出したいんだという地域の皆さんの熱意ですね、これが健全育成の大きな基盤になるかなと思いました。第一小学校のほうに、午後は孫もおりました関係で移りましたが、第一小学校のほうも、特に1年、6年はですね、親子競技を、1年生なんか、2年生と一緒にしてから、帽子をかぶせて我が子を探すというような種目もあったんですけども、そういう中で、親が子どもをしっかりと見つめるというようなことを先生方はメニューを作ってやっていますし、やっぱり日頃から先生方が、保護者の応援を借りたい、学校応援団事業を中心とした取り組みをやっていますが、そういうところとの連携によって健全育成を図っているんだということで、それを教育委員会は大いに推奨しているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。また次にいきます。

今度、直接関係ございませんけども、通学合宿が6月16日、ちょうど私、ビックオークに行っていたんですけど、子どもたちがそれぞれの班でメモ用紙を片手に、献立の材料を集め、支払い等を済ませる光景を見ました。自主性、協調性、そのほか考えるものがあるかと思いますが、この通学合宿の目指すものということで、これもちょっとお願いしたいと思います。これは学校教育課長よかですか、よろしくをお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 通学合宿を始めるということで、始めたいきさつについては、10年前にですね、福岡県の庄内町というところが、いわゆる通学合宿のですね、館を持っておりまして、そこが庄内町はですね、小学校2年から小学校5年と2回ですね、1週間通うという通学合宿でした。そういった通学合宿をですね、やるところで、そこはいわゆる畑仕事からですね、いわゆるこう何て言うかですかね、尿とかなんとかを取り出す畑ですとか、そういうのを全部やっているところで、庄内町は小さい町で、歩いていけるところで、盛んに全国的にも有名なところでした。自分たちで何でもしながら、自分たちでやっていくというシステムでやられておりまして、ところがやっぱりそういう館を持っておりませんでしたけれども、南関町で果たしてできるのかということを考えておりましたけれども、公民館でですね、島原

のところに公民館で通学学習をやっているということを聞きまして、今のまちづくり課長とですね、前々教育長と島原まで研修会に行ったんですけれども、そういう中で、子どもたちに生きる力をつけるということで、生きる力とは何だろうか、後でペーパーのですね、学力を除いたところで、生きる力といいますと、やはりマナーやルールを守れること、それとやっぱり人権的感覚でいじめをしない、そういったところ、それとですね、これから先、男も女も自分で味噌汁くらい作れるですね、煮魚くらいは作れる、ご飯も炊ききると、それから掃除、片付け、そのくらいはできて当たり前になるような世の中が来るんじゃないかということで、生きる力をつけたいというふうに考えました。

保護者からいろいろですね、意見を聞いたり、アンケートを聞くと、やっぱり自分の子どもには、何もさせていないという意見が非常に多かったものですから、それではですね、通学合宿をするですね、1カ月前に説明会を開きまして、皆さん自分の家庭の味のですね、味噌汁の作り方をですね、1回、お父さんなり、お母さんなり、おじいちゃんなり、おばあちゃんが、1回やって見せてくださいと。それを持ち寄って通学合宿でみんなと話し合って、うちはこういった味噌汁よという話をしながらでもやってほしいということで、始まっております。私たちはこの間、子どもたちの事故や怪我をしないような見守りだけはしますけれども、ほとんど手を出しません。自分たちでします。包丁でこうしておく、ちょっと猫の手みたいに曲げてとかいう指導だけをしています。失敗してもですね、必ずその失敗を食べてもらうということとでやっております。朝は5時50分に起きて、ご飯を作って食べて、自分で片付けて、掃除していくと。そういったですね、自分でまずやってみるという力をつけました。マナーやルールにつきましてはですね、うから館に行きまして、体を最初ちゃんと洗ってお風呂に入るとか、ドアを閉めるとか、濡れた体で脱衣所に行かないとか、そういったマナー。それと、買い物におきましてはですね、大きい声で買い物をしないとか、そういうふうにはですね、カゴを振り回さないとか、そういったマナーをですね、重視をしているところです。夜の2日間は、宿題をせずに人権学習、いじめ、仲間づくり、これをですね、地域人権指導員と中学校の人権担当の先生に2日間をやってもらおうということで、ペーパーテスト以外に、自分で何でもできる力、それから人権感覚、それからマナーやルールを守る、このへんを主眼において、共同作業をしながらやっていくことを目的にしてやっているところです。今、10回目を迎えているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。何しろ本当、子どもたちへの目もですね、封筒にその家の金が入ったんでしょね。それを持ちながら、一生懸命グループでこう組んで買い物してた分が、本当将来の子どもたちにとってですね、いい勉強を与えているものだなと強く感じたところで、そういう部分をちょっとお尋ねしたところです。

続きまして、中学校のほうの体育大会ですね。これは5月19日、ちょうど雨の中に行われ

たわけなんですけれども、全校生255名ですかね、黄団、青団、赤団に別れ、団長のもとに、徒競走、リレー、全男子による組み体操、全女子によるダンス、応援合戦等、成長した姿を披露していただき、生徒たちの団結力等の能力の高さを感じたところです。これも第一小学校から第四小学校の分がまた一つになって、南関町中学校に来ているわけなんです。これもやっぱり1年生は2カ月間の環境の中でですね、学校の違いをもろともせず、そういう団結力っていうんですか、そういうところを強く教育委員会の指導の良さといいますか、学校の先生たちの指導の良さといいますか、子どもたちの適応力といいますか、本当すごいなと思いました。この中学生たちの思いも、やっぱり中学生なりに感じられたと思いますので、これも町長にお尋ねしたいと思います。ただ、感想だけで結構です。何しろ立派にできているなという私の思いですので、町長もそれ以上の思いがあると思いますので、お願いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 中学校の運動会での感想ということでございますけれども、私はですね、ちょっと挨拶だけしてですね、後は見ていません。ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） はい、3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ちょうど私の期待するところが、ちょっと外れてしまいました。はい、じゃあ教育長お願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 中学校はですね、まず体育大会当日の朝からの雨、対応、これに非常にこう感心しました。まず開会式が始まって、優勝旗返還が終わった後にひどくなってですね、即、生徒たちを退場させますと、準備運動をしてですね。いきなり校長挨拶もなく、テントに入れるというその采配、あるいはその中で挨拶を聞かせて、そしてその後にプログラムは徒競走が普通は最初なんです、いきなり組み体操をやると、それから女子の全員ダンスをやる。そういうプログラムの変更を臨機応変ではありましたが、校長が挨拶の中で、どうも私が雨男のようだというので、経験が豊富だったようですね、その采配、体育教師ですので、校長自身がですね、そういう采配の中で行われた運営にまず感動いたしました。あわせて生徒たちは、雨、途中では結構降りもしましたが、もろともせず、プログラムをこなして、午前中でちゃんと終了ができたということで、小学校は天候に恵まれた中での運動会でしたが、中学校は雨の天候をいかに臨機応変に、そして生徒の熱をさまさんようにやるかということでの、その指導力も含めて感動的な体育大会でございました。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。何しろ本当、生徒たちもですね、本当すごく頑張っており、私も先ほど言いましたような感想でございました。

続きましてですね、これもちょっと紹介しておきますけど、先日、熊日の新聞にも載ってお

りましたけれども、玉名武道館で、今月の16日ですね、第38回西居旗少年柔道大会、鍛えよう、心と体を柔道で、柔道でつながる夢とその仲間、ということで行われておりました。小学校1年生から中学生までの参加で、各道場で練習に励み、その成果を発揮するための戦いが行われていました。各道場の指導者の教えが、小さい子どもたちもよく守り、実践されておりました。保護者の応援のまなざしもすごかったです。学年ごとの男女別の試合も行われ、感激し、見入っておりました。玉名市出身の今村春夫さんが帰郷し、アメリカのカリフォルニア州フレズノから、保護者も含めてですが、4人の子どもたちの特別参加もあり、国際交流も行われておりました。これに南関町からも、柔道着を着た中学生を見かけておりました。これも何か個別の道場での青少年の健全育成ということで、礼に始まり、礼をもって終わるといふ、学校あたりでの小学生からの指導といいますか、それぞれの保護者たちのやっぱり思いあたりも含めて、こういうところにも、発揮されているんだなということ強く感じました。

まとめとしまして、これから夏にかけ、学校にも慣れ、友だちもつくり、夏休みを向かえ、非行にも走る恐れもあると思いますが、環境の変化を受け入れ、育つ若者が自ら実践し考え、彼らを地域で見守り、学校で見守り、次世代を担う若者が健全に育つことを願うものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

続いて1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） こんにちは、1番議員の井下でございます。時間帯も、少しちょっと気が緩む時間帯ではございますが、しっかりやりたいと思います。

今回の質問は、今、新聞でもシリーズ化されておりますけれども、公共交通問題についてです。この件に関しましては、前に一度バス会社に対する補助金などを中心に質問をいたしました。また3月の定例議会では、これは私の質問ではございませんでしたが、平成25年度から南関町においても、この公共交通について、本格的に検討を始めるといふ答弁がありました。そこで、この公共交通に関しまして、検討されるにあたり、現在そして今後について、次の4点を質問いたします。

まず一つ目は、庄山南関線に対する委託金という形は、交通空白地帯からすれば、そこに不公平感はないのか。

そして二つ目は、多額の補助金、委託金を支払いながらも、今後バス路線は残すつもりか、それとも廃止なのか。

三つ目は、今各自治体でさまざまな形の地域交通が展開されておりますが、南関町としての方向性を尋ねます。

最後に、大牟田交通については、大牟田市との定住自立圏構想の枠組みでの協議ということ聞いておりましたが、その後の状況はということで、以上4点です。

この後の質問は自席で行います。

○議長（本田眞二君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今、質問を受けました、1番、井下議員の公共交通についての質問にお答えいたします。

公共交通のあり方につきましては、本年3月の定例議会におきまして、ご質問を受けているところでございます。本年度内に路線バスを含め、予約制乗り合いタクシー、既存タクシー助成事業の緩和、福祉バスの拡大と、いずれかの方法が南関町にあった交通手段かを十分検討していきたいとお答えしていたところでございます。

改めまして、本町の公共交通の課題を整理しますと、路線バスの利用者が年々減少している状況でございます。その反面、路線バスの運行補助金が年々増額になっている状況にあります。このため、議会、総務常任委員会では、路線バスを代替するシステムを導入している自治体の先進地視察研修を実施されているところでございます。またあわせて、交通空白地域の交通手段の確保も問題提起されているところでございます。しかしながら、路線バスに関しましては、南関町の特性として、隣接する玉名市、山鹿市、大牟田市への始発、終着する路線のため、利用客の少ない便については減数することは可能であります。廃止することは総合的にも町の利益を考えても難しいものがあります。細部につきましては、担当課長がお答えをいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 質問のまず1番目でございます。過去において廃止された路線は利用者の減により、バス会社の収益が上がり赤字路線となり、やむなく廃止されたものと思っております。ご質問の庄山南関線の委託路線の当時の経過はよく分かりませんが、西鉄バスが廃止を決定したものの、住民の利便性を考慮し、町が委託方式で存続したものと思っております。

交通空白地域からすれば、不公平感はないのかとのご質問ですが、交通空白地域の定義がよく分かりませんが、仮にバス路線から500メートル離れた地域を交通空白地域とするならば、町内のいたるところが交通空白地域となっています。庄山南関線の委託料は、その運行経費に対する赤字部分を補うものであり、他の路線バスのように補助金で赤字を補うことと同様なものと考えています。

2のご質問について、お答えします。現在、公共交通のあり方について、検討中ではありますが、先ほど町長が答弁したように、路線バスについては利用状況を分析し、関係市町で便数を減の協議をしていきたいと考えています。また、委託運行路線につきましては、他の公共交通に切り替える場合、住民に説明責任を果たし、理解を得ながら、必要であれば廃止することも考えられます。

3につきましてお答えします。デマンドタクシー、タクシー補助、福祉バス等の拡大等、南関町の地域にあった公共交通を検討していきます。

次、最後の4番目のご質問です。定住自立圏構想につきましては、本年3月の議会において、大牟田市との協定のご承認をいただき、3月28日に協定を締結したところであります。本年

度、共生ビジョンを策定し、事業の実施に取り組んでいくことにしています。この中で、公共交通につきましては、既存のバス路線維持を図っていくことにしているところです。また、定住自立圏協定ではありませんが、昨年9月に大牟田市と荒尾市に、南関町が働きかけ、庄山南関線を国庫補助対象路線とすることに申し入れを行いました。大牟田市の負担金の問題等で、不調に終わっているところでございます。

以上、4項目についてお答えしました。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 交通空白地帯の定義をですね、問われれば、私にもそれは分かりません。現在でも国で決まった定義は今のところないからです。けれどもですね、浅見泰司という方が編集された住環境によればですね、利便性についてバス停までの距離を評価したところ、歩行距離300メートルの時の満足度は、80%であるとされており、高齢者の歩行も考えた上で、その値が一般的に今採用されているということだそうです。これは、もちろん今、課長が言われた500メートルに関してもですね、そんな大差なく、南関町でいえば、ほとんどが交通空白地帯にあたるのではないかと思います。

そこでですね、委託金についてですが、明らかにその委託金と補助金というのは、自分は言葉も内容も違うと思いますけれども、庄山南関線に支払われているその委託金というのは、今の課長の答弁によりますと、南関町まで路線をつなぐために、大牟田交通の赤字を補うための補助金であるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 庄山南関線の委託運行につきましては、南関から庄山までの運行をするための委託金でございます。先ほど、運行するための赤字部分を補ってんしていると、いわゆる料金収入もありますので、その分を差し引いて、委託料を算出しているということでございます。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） わかりました。それでは、今の課長の答弁されたような解釈で、その委託金をそのまま受け止めて、次に移りますけれども、そのバス路線が全くない南関町の他の地域からですね、その委託金を払ってでも何とかしてほしいといった要望などは、例えば行政懇談会等が昨年開かれておりますけれども、そういったところで幾つかの地区から、そういう要望とかはございませんでしたでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 昨年、行政懇談会テーマ、協働のまちづくりについてというふうな懇談会を実施しておりますけど、その中ではバス路線についてのご質問等、要望等はありませんでした。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 実際なかったとされてもですね、結構不満を持っておられる方は多い

んじゃないかと思います。ただ今のその現状に慣れてしまわれるところもあるんじゃないか
と思いますけれども、いろいろ大きい集会だけじゃなくですね、まず身近な人からでも、いろ
んなところから話を聞きながらですね、住民の方がどうふうに思っておられるかリサーチされ
ていくのも、一つの手段じゃないかと思いますので、そういったところからも、日頃アンテナ
を張り巡らせていってほしいなと思います。

2番目の中ですね、答弁の中の利用状況の分析を行うということですが、もうその
分析というのは行われてるんでしょうか、まだこれからですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 1点は、ブロック協議会の玉名市が事務局ですので、玉名市との協議
を行っております。一つは今回、その玉名市と協議したのが、玉名高校への通学する生徒の課
外授業といたしますか、その時間帯で、バスの時間帯を10分ほど早めてほしいと。いわゆる南
関からの始発の時間を早めてほしいという住民からのご要望がありましたので、それを南関町
は産交バスにお伝えし、産交バスが事務局である玉名市に連絡をしたものであります。そのた
めに、バス路線の協議で玉名市と協議をしております。その中で当然、玉名市もバス問題につ
いては非常にやっぱり関心も高くですね、今後のバス路線、公共バスの維持についてどうすれ
ばいいかというふうな考えも持っておりますので、南関町の今後の考え方等の意見を調整し
ながら、南関町では路線バスの利用客の少ない部分については、減便する方向でも考えている
というふうな協議もしております。

また、熊本県の交通対策課のほうにですね、県内の公共交通のあり方についての意見交換、
勉強会もしておりますし、今後バス路線の減便につきましては、南関町が和水町、山鹿路線に
つきましては、和水町、山鹿市と協議しながら、減便についての協議を開始したいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） この利用分析というのは、今後、本当に一番大事な部分になるかと思
います。今、課長から言われたように、通学若しくはまた通勤、そして高齢者と、いろいろな
角度から、いろいろな状況を聞きながらの分析ができると思いますので、これは新たな公共交
通をスタートをもしされるにあたって、一番必要な部分ではないかと思いますので、これか
らこの分析に関しては、より深くできるように継続してやってほしいと思います。

それと、町長の答弁の中で、減便ということを述べられました、今の時点で私も全くその
とおりだと思います。例えば、町外の方が南関町に入って来られる場合とか、あとは通勤・通
学、この部分に現在ではかなり支障をきたすとも思いますが、ただ便数を減らしただけではで
すね、補助金、委託金の削減から考えれば、ほんのわずかでしかないと思います。それゆえ、
やはり将来的にはですね、全便廃止の方向へ向かっていかざるを得ないとも、自分は思ってお
ります。そして同時にですね、これは路線だけの問題ではなく、町全体としてですね、この問

題を検討していかなければならないとも思っております。

そこでお尋ねですけれども、一般的にお金をかければ利便性はそれなりに向上はしていくと思います。逆に、お金をかけなければ、補助金、委託金は削減につながっていくと思います。これ非常に相反するように受けとめられる内容ですけれども、この二つのことに関してですね、町は今どういうふうな考えをもっておられるか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） お答えします。議員言われるように、お金をかけていけばですね、それ以上の住民サービスが向上されると思っております。ちなみに、デマンドタクシーの部門の昨年度ちょっとどのくらいの経費がかかるかという部分で、業者から見積も徴したところ、システムの導入費で1,500万円、それからオペレーターと後の運行維持で約700万円くらいの経費がかかるというふうなことも聞いておりますし、それをかけてすれば、住民の利便性は向上につながると思っております。

ただ、現在バス路線に、これは平成24年度の総額ですけど、委託運行路線も含めてですね、年間3,349万円。平成24年度の実績でいきますと、3,349万2,000円の運行の補助金を出しているところでございます。基本的に、デマンド的な部分をこれに追加して、住民サービスを向上させるのかと、それともその路線バスの部分を路線廃止してでも、どうするかと。一番町として悩ましいところだと思います。基本的に、前回の議会でのご質問の中にも、空気を乗せているバスに何で町は補助金を出して路線を運行しなければならないのかと。いわゆる投資効果が少ないんじゃないだろうかというようなご質問もいただいております。平成24年度の3,300万円ですが、10年間すれば3億3,000万円と。多額のやっぱり経費を要することになります。これだけの経費をかければ、例えば現在、山鹿路線につきましては、平山温泉経由と、和木温泉経由の2路線が走っております。果たしてこの1路線を廃止することができるのかと、その1路線を廃止することによってもですね、山鹿路線の部分がですね、平山温泉分が542万3,000円。それから三加和温泉部分が656万8,000円の補助金を支払っておりますので、1路線、どっちにしる南関町から山鹿に行くということであれば、1路線廃止していくと考えるならば、500万円ぐらいの補助金の減になるということを考えられますけど、議員の最初のご質問に、ちょっと正確にお答えできない部分が、町はどこまで、住民サービス、交通手段の確保を町がしていくのかという方向性はどっちなのかというようなお尋ねでしたけど、現時点においてはですね、ちょっとその方向性についてはお答えできないような状況です。現状、年間3,300万円の補助金、それから新たな交通手段をつくることよっての景気の増を考えてみて、今のところ結論は出ておりません。

以上です。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 非常に、このことはデリケートな部分だと思います。今の利用状況、またその利便性から言えばですね、年間3,300万円を今超えていると言われましたけれど

も、これは本当に高い金額だと思いますし、決してこれからですね、安くなるということはまず考えられないと思います。実際この1年間で、100万円また高くもなっております。

しかし逆にですね、もっと利用しやすい形で、住民の方がですね、今後、交通問題、移動手段ですね、こういうことに対する不安が取り除かれるような形になれば、例えの話ですけれども、それが今の補助金が3,500万円の支出があってもですね、それは逆に高いと感じられないようになるのではないかとも思います。これはあくまで住民の方の、また皆さんの感覚によるものでございますけれども、そして更にその利用性上がり、利用者がどんどん増えていけばですね、これは直接支出の削減にはつながってくると思います。そういったことから考えればですね、まず利便性向上にある程度重点を置きながら、多くの人に利用してもらいやすいようにすることが大事じゃないかと、今私は思っております。これはもう、どっちがどうということは、この場所では今結論も出ないので、自分の思いだけをちょっと伝えた形になりましたけれども。

次、3番ですね、南関町もいろいろな形態を今、町長の話から検討をされておられるということですので、どれが今南関町に対して、一番合っている政策かというのはこれはわかりませんし、あえてここでも申しませんが、一番大切なことはですね、今の時点ではですね、バス路線やバス停の場所、運行時間、それぞれをバス会社が考え、それを国が認可するといった形で行っておられますけれども、そこには住民の主体性が全く反映されていないこととなります。だからこそ、多額の経費をかけてもですね、依然利用率が悪いのも、それは当然だと思います。今のそのやり方ではですね。それならば、その逆に地方公共団体、つまり南関町がですね、交通空白地帯、または不便地域の解消、そして更には高齢者の方の外出促進を目的としたですね、自らが主体性を持った交通機関、これが今後必要となってくると思いますけれども、このことに関しては、課長、どんなふうに思われますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 住民の皆さんにとって、使いやすい交通手段が一番ベストだろうということは考えられます。それに合った交通手段がどのようなものが考えられるのか、デマンドタクシーにしる、現在タクシー助成事業にしる、福祉バスの状況、今現在町がやっているシステムを少しでも緩和しながら、また福祉バスについては、1台がぐるぐる回っていますので、これを2台にして回す方法とか、先ほども言いましたとおり、南関町がどのような交通手段が一番最善なのかという部分をですね、考えていきたいと思っております。

ただ、町長の答弁にもあったとおり、その経費をどうするのか。先ほどのご質問と重複するんですけど、単に経費だけ増にしているのかなという部分だけはちょっと思っているところがございます。例えば、路線バスの1本を廃止しながらですね、その財源を基にして、新たな交通手段を構築するのかなというふうな考え方も今後はしていかなければならないのかなと。ただ、そうする中においても、十分に住民の皆さんの理解を深めながら、協力もしていただきたいと思いますところですので。本当に路線バスの現状を考えると、年々高齢化になって、体が

ちょっと不自由になられることもあるかもしれませんが、利用者が年々減ってきている。そして、少子化の時代であると、利用者が減ってくるのは今後やっばり目に見えてきます。その反面、標準運行するための経費というのが高くなってきているというのが現状にあります。来年度はまたさらに町が負担するのが大きくなってくだろうということが考えられます。こういう中であって、公共交通のあり方については、重要な課題だと思っております。

ちょっと長くなりましたけれど、以上です。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 非常に大事なことだと思いますけれども、まずできるならばですね、住民の利便性の向上、そしてこれが逆に福祉にもつながってくると思いますので、そのことを第 1 番目に念頭において検討していただきたいと思います。

4 番目ですけれども、庄山南関線をですね、国庫補助対象路線とする申し入れが負担金の問題で不調に終わったということは、一体どういうことでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 吉野線、もう 1 本南関町が補助対象路線で払っているのが、南関から大牟田までいっている、いわゆる上内峠を通過して吉野線という部分があります。この吉野線についてはですね、国庫補助対象路線です。この分については、南関町の負担が 1 1 0 万円程度で、いわゆる国庫補助対象路線にすることによって、現在は単独に町が委託運行をしている路線です。しかし、国庫補助対象路線にすればですね、それぞれの自治体の当然国から補助金がもらえると、県から補助金をもらえると、当然町の負担も減ってくるということで、南関町はですね、現在約 1, 0 0 0 万円くらいの委託運行を払っていますので、南関町の町内のどのくらいの路線のキロ数かということ、約半分くらいに約 1, 0 0 0 万円払っておりますので、半分くらいの経費で運行できるものとして、大牟田市、荒尾市に申し入れを行いました。しかし、大牟田市としては、当然今までお金を負担していなかった分が新たに 7 0 0 万円程度の負担がかかるということで、大牟田市としては新たな負担をこの庄山南関から勝立を通過して行く大牟田までの路線については、負担をしたくないと、7 0 0 万円の経費の負担が新たに発生するためにですね、不調に終わったところです。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） ということはですね、庄山から南関までは、南関町が委託金として 1, 0 0 0 万円を超える金額を払っておりながら、大牟田駅から庄山まで、大牟田市内の区間に関しては、大牟田市には全然払っていないということですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 現在、大牟田市については払っていません。西鉄バスが独自運行路線としております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 何かそれだったら、南関町はちょっと言葉は悪いんですけど、なめられてるとつとかな、足元見られているとつとかなというような形を、感想をちょっと自分は思います。大牟田、庄山から南関までは、南関の要望として通してほしいっていうけど、その前の部分に関してですね、一銭も大牟田市が出していないっていうのが、これはそれぞれ考え方があって然るべきとは思いますが、そういうふうには自分は感じますし、乗車人数に比べてですね、非常にこれ、金額も高いなっていう感想を自分は思っております。そういうことであればですね、ちょっと話は飛んでいくと思うんですけども、まず庄山南関線を廃止のほうに考えられてですね、例えばの話ですが、デマントタクシーなどの形でですね、町内を網羅するような形でいけばどうだろうかと思います。なかなか一足飛びにはできないことかもしれませんが、できる部分からとえば、そういう考えはできないのかなと思いますけれども、これに対して、課長、どんな考えですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 庄山南関線につきましては、あくまでも委託運行路線ですので、当然、申し入れをすればですね、廃止することは可能であります。ただ、一応現在の位置付けとしましては、路線バス的な運行をとっておりますので、今までその路線を利用されている方、庄山南関線を利用されている方、皆さんの気持ちといいますか、やっぱりそこは大事な路線ですよということのご理解を、廃止することに対してのご理解をいただけるならば、当然、委託運行路線ですので、廃止は可能です。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） そういうことも、先ほどからちょっと言われてました分析、アンケート、いろいろな意見などを取りまとめながら、できるところからまず取り組んでいってもらえればと思います。

今ですね、南関町は、まちづくり推進課を中心にですね、住んでよかったプロジェクトが展開されております。この事業は、町外の人からも非常にうらやましがられて、高い評価を得ていると思っております。その中の一つの空き家バンク事業などにおいて、借家や売り家を望まれる方から、交通事情、例えばバス停までどれくらいの距離かとか、そういった感じの質問とか、そういうのはあつてますでしょうか、いきなりですけど。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 空き家バンクに関連しての交通体系といいますか、バス停までの問い合わせ等につきましては、実際のところあつておりませんが、その他ですね、町の生活環境について総合的な問い合わせ等はあつております。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 今後、こういうプロジェクトを展開される中でですね、聞かれた場合、どこの不動産屋さんでも駅まで徒歩どれくらいとか書いてありますけれども、南関町でもこの家を借りたい、買いたい、そういった方がおられた場合、駅まで徒歩何十分というような形の

表記よりも、すぐそばまでバスが来ますという形のほうが住みやすい町をですね、アピールするにしても、それは大きな力になると思います。是非、こう一緒に取り組んでいってほしいと思います。

この南関町を、もう最後のほうになりますけれども、南関町を例えば人間の体に自分が例えて考えてみました。いろいろな施策のおかげでですね、体の部分部分は、十分な今南関町は健康になってきていると思います。けれども、ただ大きい血管が通っていてもですね、隅々まで届く毛細血管が今全くない状態です。このままいけばですね、血が通わない部分は、人間でいけば壊死していきます。どうかですね、一刻も早く、この体中に血液が行き渡り、健康な南関町になるように、自分も願ってますし、もちろんこれからさらなる検討も、十分な検討も必要ですけれども、5年、10年、どんなに検討してもですね、100%満足のいくことはなかなかできないと思います。先ほどの、庄山南関線を例に挙げましたけれども、まずできるところからやる、動かせるところから動かして行って、少しでもその交通問題が解消に向かえればと思います。最後にですね、課長、このことに関して、思いとやる気を一言お願いして、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 住民の交通手段の確保を図ることは、行政の責務だと思っております。基本的には、住民の皆さんの利用状況、実態、バスに対する利用状況等もいろんな角度の中で調査して、新たな交通体系を組む場合においては、住民の皆さんの十分なお理解、ご協力をいただきながら、進めてまいりたいと思っております。ある程度の方針が出ましたら、積極的に住民の皆さんとの懇談の場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。今しっかりやる気を聞かせていただきましたので、自分たちもこれから一生懸命勉強をするところはして、協力できるところは協力しながら、何とかこの施策をうまく達成していきたいと思います。

今日はありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、1番議員の一般質問は終了しました。

ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、5番議員が体調のため、若干遅れられるという報告をいただいております。1番議員の一般質問が終了したところですので、引き続き10番議員の一般質問を許します。10番

議員。

○10番議員（唐杉純夫君） しんがりを承って、10番議員、唐杉でございます。ただ今より、通告に従って、一般質問をいたします。

まず、中学校の教育でございます。南関町小中学校の学力問題、これは一時期よりはるかに改善されたということになっております。これは遡ると、平成18年6月議会になりますけれども、私の一般質問によって初めて明るみに出たことです。

議事録を見ますと、当時の学力について記録が残っています。紹介いたします。南関町小中学校は、学力の面でいろいろ課題がある。特に小学校の学力が影響しているようで、このことについては町内小学校での6年間で、実際6年として、学力がついているのか非常に疑問である。中学校側の話によると、新1年生でテストしても、小学校の3、4年生の学力しかない生徒が相当数いるということである。今後、小学校を含めて学力向上について頑張ってもらいたいものであるということです。これは、平成17年の10月24日付けの教育委員会の議事録であります。

これを受けて、教育委員会がどのように処理したのか、その後の議事録では議題どころか、話題にも上がっていません。まるで、なかよしクラブでございます。こんな教育委員会ならないうほうがましです。南関町町立小中学校管理規則、第12条表簿の保管では、諸会議簿は5年間の保存となっているので、もう存在しないかもしれませんが、とにかくひどい状況でございました。

この最低レベルにある学力を向上させるために、どのような手立てが必要だったのか、県教育事務所、県教育委員会もようやく動き出しております。いい先生を主に校長、教頭といった幹部を中心に、南関町に派遣をし始めました。一般の教諭も少しは異動がりましたが、6年に1回は必ず異動しなければならないという決まりはあるものの、いい先生が出て、よくない先生が入ってくるという、それまでの悪循環が当時の最低レベルの学力を引きずってきたことを考えますと、直ぐには多くを期待できないし、南関町小中学校のレベルを自分が行って頑張ってみるといふ意気に感ずる先生が、果たしてどのくらい転入して来たのでしょうか。県教育事務所、県教育委員会の尽力で、少しは改善されたように聞きますし、そのように思います。しかしながら、絶対的にどの程度の学力を持っておるのか、まだ未知の部分がたくさんあります。ただの玉名郡市のレベルで中のちょっと下程度という、そういうことだけで納得できるものではありません。

学力レベルを教育委員会が教えられないのなら、どういうことによって知り得るのか。そこで考えたのが、週間学習指導計画案、これ週案と呼んでおりますけれども、そのチェックでございます。まだ私は、週案なるものを見たことがありませんでした。今回初めて見るわけです。しかし、この週案を見ることによって、担当教員の熱意が伝わってくると思っていました。

ところで、前回までの教育委員会の答弁では、週案は生徒の名前が書き込まれているので、プライバシー保護の立場から開示はできないという態度でございました。そこで、生徒名をマ

ジックで消したものでいいのでということで、週案の開示請求を出しましたところ、4,300円を支払って、だいたい150枚くらいですけど、支払って取り寄せることができました。しかし、週案は指導の方法ですとか、内容はわかってもらってもそれだけでは不十分で、比較の相手方の年間指導計画案、カリキュラムですね、これを見ずに判断はできないということが、次第に調べているうちにわかってまいりました。これは考えてみると当然のこと、初めの頃、私は週案だけで判断できると思っていたのです。

通告している質問事項は、週案の内容とカリキュラムの内容比較の結果、わかってきたことを紹介しながら、南関町中学校の英語・数学の授業が本当にうまくいっていて、学力も相応しについているのか、検討した結果を通告に従って質問し、核心に迫りたいと思います。

再質問では、ところどころ順不同になると思いますけれども、全てが関連しているので、ご容赦をいただきたいと思います。通告文を紹介いたします。

質問事項1、平成24年度、本町中学校1年、3年の数学・英語の年間指導計画案、カリキュラム履修予定時間数は、章ごと、ユニットごと、それぞれ何時間になっていますか。口頭の答弁ではなく、表にしたものをご提示ください。また、それは平成何年度に作られたものですか。

質問事項2、週学習指導計画案、週案の公文書開示ができるようになったのはいつからですか。

質問事項3、校長は1に対応する、1というのは先ほど質問事項1です、カリキュラムです、に対応する週案に記入すべき中味、内容につき、どのように指導されていますか。また、週案が授業実施後につくられているようなことはないですか。

質問事項4、週案の実施はカリキュラムどおりにきちっと行われていますか。週案のチェックは校長がすることになっているようですが、授業ページ数が明記されていないところが多々見受けられます。どのようにしてチェックするのでしょうか。また週案の内容が空白になっているところが、科目によって数時間見受けられます。まずいんじゃないでしょうか。

質問事項5、管理規則第12条11号、週案の表簿保存は3年間となっています。それに対応する年間指導計画案の保存は12条のどの項目に該当しますでしょうか。以上でございます。

それから、次の認定農業者の件でございます。これは、ある人から質問を受けたものですが、私も12年近く議員をやっておりますながら、十分に答えられなかった。非常に恥ずかしい思いをしたものですから、以下の点で質問をいたします。

現在、認定農業者は何名いますか。

それから2番目です。認定農業者申請には、何年か先の計画書が必要と思いますが、そのチェックをしていますでしょうか。単に、補助金をもらうだけのものになっているのではないのでしょうか。

3番、認定農業者は減反に協力していますか。全員達成していますか。

以上の2点について、質問をいたします。後は自席にて質問をいたしますので、よろしくご

回答をお願いします。

○議長（本田眞二君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、10番、唐杉議員の質問にお答えいたします。

まず、質問事項の中学校教育につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

認定農業者につきましてはの質問に、私のほうからお答えさせていただきます。認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に応じた効率的・安定的な農業経営の目標等を示した基本構想を策定し、農業者はこの基本構想の目標を目指して、今後5年間、農業経営改善計画を作成し、市町村から計画について認定された経営体を認定農業者といい、平成5年度に制度化されました。南関町では、農家の高齢化や後継者不足等により、将来の農業振興に不安がありますが、今後この認定農業者を中心として、町農業の発展、農地保全に寄与していただくことを期待するものでございます。細部につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それでは、10番、唐杉議員の中学校教育についての質問にお答えさせていただきます。まずもって、唐杉議員、総務文教委員長として、文教行政のリーダーとしてのオンブズマン的な役割を懸命にやっていたに敬意を表したいと思います。

実は、質問の内容がですね、中学校教育のそれこそ専門的な内容そのものの質問でありますので、議員さん方にも少し前語りをさせていただきたいというふうに思います。実は教育内容は、教育課程、いわゆる先ほどありましたカリキュラムということですが、これの法体系から、まず説明してきたいと思いますが。実は戦後60年の教育の中で、OECD、日本の高校1年生、世界の中でトップクラスだったのが転落をしたということが基で、日本の若者の学力が大いに問題になりまして、そしてこれは教育そのものを見直さにかいかんという、教育再生会議がですね、国の中で文科省じゃなくて、総理大臣が音頭をとるという形で、教育基本法を改正したのが平成18年でした。それまで11条だったのが、18カ条が増えて、そして教育は目的だけうたっていたのを、第2条には目標まで掲げて、また家庭教育が非常におろそかになってきたと。いわゆる男女共同参画は振興しているけれども、家庭で子どもたちが親と関わる時間が少なくなった関係で、家庭教育にも課題が出てきたために、その問題も加えたというようなことで、条文が増えたわけです。それを受けまして、学校教育法はその翌年度に改正をされました。それを具体的に施行していくための学校教育法の施行規則ですね、これがさらに翌年、20年度改正されて、それを受けて学習指導要領が新しくなったというわけですね。小中学校、あるいは高等学校で教える、また幼稚園教育で教える教育内容が20年度に改訂されましたが、唐杉議員と情報交換する中で、この学習指導要領の改訂は、10年に1回なんですよと言ったところ、びっくりされました。こぎゃんスピードの時代に10年も変わら

んとかということですね。実は指導要領は非常に大きな指導項目を示す中身ですので、簡単には変わりません。時代の進展に合うように変えているのは教科書です。教科書は、指導要領が発表されて直ぐに変わるんじゃなくて、そこから学者たちが作り替えはじめますので、時間がかかりまして、最初は移行措置とって、前の教科書を使いながら、新しい指導要領も加えていくような授業をしていくというのが移行措置。そしてその後に、新教科書を検定して、文科省から各地域に、審査員によって選ばれた教科書を使っていくということで、この玉名・荒尾地区は、全部一斉に教育委員会連絡協議会がリードしてどの教科書、国語はどの教科書、社会はどの教科書と決定をして、同じもの使っています。その教科書が3年ごとが一応目途ですけど、10年で一変わりしますので、3、3、4ということでの10年というふうに捉えたらいいかと思います。それから、その教科書が作られますと、今度はまた研究者たち、あるいは現場の先生方の代表がその教科書を使って、年間指導計画を割り振っていくわけですね。各単元章ごとに、先ほどユニットということでしたが、それを年間指導計画を作成し、それを基にそれぞれの学校の先生方は、自分の子どもたちに合う事業計画を作り、今週の時間割はこういうことだということで、時間割に合った計画を立てるのが質問にある週案ということです。そういうシステムに授業はなっております。

南関中の学力が、中の真ん中よりちょっと下くらいだということで言われましたので、私はかなり伸びておりますということをおっしゃったけれども、そのくらいではちょっと納得できないということがありましたので、特別に今日は業者から取り寄せました。ご覧ください。これは全国標準学力テストとって、偏差値が出る結果ですが、総合成績、今年の4月行われた結果で。同じテストを荒玉は16校ありますけれども、12校が採用しています。長洲の中学に行こうと、和水の中学にいこうと、別テスト業者を使っていますので、その12校中、南関中総合成績は現在5位であります。12校中5位まで上がりました。それこそ16位でした。16位だったのが、この6カ年の間に5位まで上がったということで、これだけの伸び。すなわち中の上まで来たということでもあります。じゃあどうだったかという、その平成19年からの、先ほど議員が言われた小学校の努力を不十分なために中学校が被っているということでしたけれども、小学校も中学校も問題はあったわけで、これは1年、2年、3年という順番でグラフは並べます。平成19年度の1年生、47.6という偏差値です。偏差値というのは、テストを受けた会社の全部のデータを平均した中心、このラインですね。整数50が全国データの平均ですけど、この平均に比べて、47.6が19年度の一番よい学年1年生、すなわち小学校の成績。小学校で習ったことを中学に上がって新入生テストで受けた結果ということです。それが23年度、いわゆる研究発表を南関中が指定校を受けて取り組んだ年です。23年度、24年度が二小でしたか、中学校が発表した年、ここまで伸びたということですね。1年生というのは、小学校の成果です。ですから、小学校の努力、そして中学校も努力、その結果がこういうことに現在なっておりますということです。

もう一つ別の熊本県が独自にテストを先生方の作成によって行う、12月に実施します、ゆ

うチャレンジというのがあります。その去年の結果を昨日、元指導主事であった前田中学校教頭に尋ねてみました。今、管内の15校です。これは附属中学校入ってません。今には入っています。今には入っているけど、ゆうチャレンジは入っていません。15校中どのくらいでしょうかと聞いたら、ぱっとは言われませんでしたけど、5、6番程度と言われましたから、長洲、和水を入れても、5、6番程度ということで、そこまで南関中は現在伸びているということをお知らせします。

さて、お尋ねのところで、大変厳しい指摘も幾つかありますけれども、質問に従ってお答えさせていただきます。もしかすると、唐杉議員が公文書開示によってですね、見られているのと私の回答が違うのは、また後の質問でお願いをします。

1番の質問、平成24年度の南関中学校1年、3年の数学・英語の年間指導計画案履修の、ユニットごと、章ごと、予定時間数ですね。これにつきましては、先だって請求があって、学校より取り寄せまして、議員にお届けし、もう既に情報開示いただいた本人に手渡してあります週案のコピーと共に、現在点検をしていただいたところでもあります。

もう一つ、その1番の中で、この年間指導計画は、いつ作られたのかということですが、これはですね、先ほどありましたが、中学校の新教科書は昨年度始まりました。ですから、24年度から新しい教科書になっているので、23年度の終わりに、23年度中に各荒尾・玉名地区の教科代表の先生方数名ずつで、玉名教育事務所の指導主事の指導のもとに作成して、指導計画案というのができました。それを昨年度活用し、昨年度の活用した各教科担任によって、どうもこの計画案では不都合だということにつきましては、また作り変えて、今年度新しいものを利用するというふうにしているという中学校の話です。

2番目、その週案の公文書開示のお尋ねですが、いつからできるようになったかということですが、これはですね、南関町の場合の小中学校の管理規則というのが、これは以前は文科省を中心として、いわゆる国のほうで作られた地教行法というのが、地方教育行政の施行に関する法律ですね、その33条が県立学校の管理規則ということで出されておりましたものを、熊本県ですね、熊本県条例を受けて、小中学校は準則になって、準則をそのまま真似する形で、全ての地教委は使ってましたけれども、これを地方分権、いわゆる法が改正されたことによって、平成18年にそれぞれの市町村の行政によって、作成することと変わりました、それによって18年に変わりましたが、その最初の年はまだ週案は位置付けられておりませんでした。19年に改正されております、6月、多分それが唐杉議員のそのお尋ねになったところから位置付いたのかなというふうに思いますけれども、この19年の6月から、改正された時からが、これはもう公文書ですから、開示できるようになったというふうに答えておきますが、実際に開示請求があったのは今回が初めてだし、おそらく県内で初のことではないかと思えます。全国でも初かもしれません。

3番目、校長はその年間指導計画に対する週指導計画ですね、この記入の内容をどう指導しているかということでのお尋ねです。1週間の指導計画というのは、時間割に即入れられない

んですよね。時間割に合わせてさっと書いてしまえば簡単ですけども、必ずその週に学校行事、あるいは祝日、振替休日、そういったものがあります。そうすると時間割どおり1週間が進みません。それらを1年間をしっかりと見据えた上で、週案は作り替えていかなければならないという不便さがありますが、そこをやっていくのが教務主任の仕事ということになります。教務主任が、学校行事やそういう休日、また職員によっては公務を受け持って分掌していますので出張が入ります。出張研修でいない時には、時間割を組み替えて、教頭とか教務主任とかがサポートして、時間を別の教科に入れ替えるということも起こり得ます。専門教科が違いますから、中学校はですね。そういうふうにして作り替えた結果のカリキュラム作成ということになりますので、いろいろ課題も出てくるわけです。そのようにして、可能な時間をしっかりとあみ出して、年間指導計画とのずれがなるべく最小限になるような編成をそれぞれの教科担任はしなければならなくなっていくます。また、1学年が3クラスありますけれども、全く同じようには進みません。1組と2組は、今週終わったけど、3組はちょっと来週同じところばせにやでんということも起こってくるわけですね。そのようなことで、それぞれの教科担任も、クラスによって週指導計画も変わっていきます。

4番目、週案の実施はカリキュラムどおりきちっと行われているのかという質問ですが、今言いましたように、きちっと当然やってもらわなければいけないし、やっていかなければならないわけです。けれども、それをですね、毎時間、校長がきちんとチェックできるかという、校長はまた非常に出張が多い人でですね、それをサポートする教頭も学校のいろんな管理事項を持ってますので、なかなかこの週案チェックにかかっているわけにはいけません。教務主任ももちろんそうですね、教務主任は授業も持っています。そういうことで、そのきちっと行われているのをチェックするのはどのようにしているのかということですが、小学校の場合は一人の先生が一日中自分のクラスを受け持ちますのできちんとできますけれども、中学校はそれこそ、どんどんどんどん学年も変わるし、クラスも変わっていきますので、校長は果たして年間の指導計画の単元を今、学年でちゃんと授業をしよるかかどうかというのは、授業参観をするようになっていきます。これが校長の教育課程管理という事項です、カリキュラム管理事項。ですけれども、年間指導計画を持ちながら、授業参観は普通しません。そうやっていけばですね、見張りよるような感じになりますので、そのようにして、自然体で生徒の様子を伺いながら、生徒もしっかり授業に集中して、落ち着いて勉強しよるかかどうか、そして先生はカリキュラムをちゃんとこなしよるかかどうかというようなことを見ながら、先生と生徒の人間関係も含めて、校内巡視という形でやるように指導しているところです。

ところが、その週案に授業ページが記入されていないところが多々あると、校長はどのようにしてチェックされているのかというお尋ねですけど、これにつきましてはですね、今回非常に細やかなチェックを唐杉オンブズマンによってしていただきましたので、実際にそのようにして、ページ数がないということにつきましては、中学校の教頭の話をお聞きすると、教職員はそれぞれ個性があるから、きちんとやる先生と、そうでない先生がおってということですから

ども、次回、こういうことで指摘を受けたということで、校長会での指導をしていきたいというふうに思います。

それから、週案に空白があるという質問ですね、空白、この空白がいわゆる授業の空き時間の空白か、例えば数学の3年を教える時間に、数学と書いてるけども、何も案がないのか、そこがちょっとはつきり読み取れないんですが、後でまた質問してほしいと思いますけれども、だいたい1日中、中学校の教師は授業はしていません。教科担任制ですから、自分の時間、空き時間というのが出てきます。その空き時間に、いわゆる次の週の週案を考えたり、それから教材を調べたり、教材研究と言いますが、そういうことでやっているわけです。ちなみに数学の場合、現在の新学習指導要領は、1年生は週4時間、2年生は3時間、3年生は4時間、数学は毎週4時間、1、2、3年とも4時間じゃないんですね。英語は逆にですね、前の10年間は3時間、3時間、3時間だったのが、今度の平成20年の改訂で、4時間、4時間、4時間と、いわゆる英語力をですね。例えば韓国では、小学校3年から英語を3時間やっているそうです、週に。日本はやっと5、6年生で、英語じゃなくて外国語活動という名前で1時間だけやるようになったところです。数学のほうは、南関中は少人数加配というプラス1名を加えた3人の先生で、4、3、4を指導して、そして厳しい生徒を取り出して、その少人数加配の先生が指導するという体制を取っています。英語のほうは3学年3クラスを、それこそ、4、4、4ですからね、36時間を2人の英語の先生と、いわゆるアシスタントティーチャーであるALTのアリス先生とでやってくれています。そういうことで、空白は時間なのに空白であれば、これはもう指導事項です。

それから、5つ目ですね。管理規則12条第11号の週案の保存期間についてですが、規則第12条に、それこそ平成19年の6月追加されておりますので、その保存期間を3年というふうにして、12項が追加されました。10項目までは5年間の保存ですが、この週案につきましては3年ということにしております。そういうことで、今答えましたこと、全てですね、教育委員会の管理事項ではなくて、これは学校と教育委員会との、いわゆる職務権限という地教行法に位置付けられた内容でいきますと、校長の職務事項になります。教育課程の管理という、カリキュラムの管理はですね。ですから、校長が全責任を任せられている中身ではありませんけれども、教育委員会も年1回、学校訪問をいたします。学校訪問で、教育委員5人と事務局の職員、課長以下行きますので、その際に私は必ずこの週案を点検することにしてあります。そして、その週案を非常に丁寧に書かれている先生は大いに励まし、敬意を表し、メッセージ、コメントを入れて、ご苦労さまですってことですね。だけど、議員から指摘がありましたように、気づいた点につきましては、逆に先生これは時間数足らんごたるということで、しっかりチェックして、もう1回見直してほしいというようなメッセージも入れて、校長にも指導してきているところです。

あとの質問につきましては、自席にてお答えさせていただきます。長くなりました。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 私のほうから、認定農業者について、①から③のご質問にお答えいたします。

1番目の現在何名いますかのご質問ですけれども、農業法人を含めまして、現在71経営体を認定しております。

次に、2番目のご質問にお答えいたします。この計画書につきましては、町長から答弁がありましたけれども、5年先の目標を記した農業経営改善計画書を提出する必要があるがございます。提出された計画書は、町、県、JA等で審査をいたします。また本人にも同席いただき、聞き取りも行い、5年後の目標達成が可能かどうか審査をいたしております。またその後、5年後に再認定を受ける際も、同様でございます。認定農業者のメリットとして、スーパーL資金やスーパーS資金等の低利資金の融資、農用地の利用集積への支援等が受けられます。補助金関係ですけれども、国の補助事業であります経営体育成支援事業においては、農業用機械や施設導入時に補助が受けられる場合があります。本町としましては、農業高度化事業におきまして補助金を出しておりますけれども、限られた予算の内での執行ですので、希望者を精査しまして、必要性の高い農家を優先しております。

3番目の減反についてのご質問でございます。減反の未達成者が現在、今年度は3名おられます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 再質問をお願いします。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 教育長、本当いいことをいろいろご説明していただきまして、ありがとうございました。ただし、今グラフをいただいたのはですね、もう少し前に教えてもらったら、こういうところまで私は突っ込まなくても済んだと思っております。しかしながら、私自身も勉強は非常にできてね、よかったなと思っておるぐらいです。ですから、教育長が言われたことに対して、私は少しでも怯むものではございませんので、堂々と今からちょっと質問をさせていただきます。だけど、中身については、非常に私も意外だなというように思うぐらいびっくりしております。そういうところで、質問に入らせていただきます。

先日ですね、カリキュラムについて話をしたことがあって、先ほどのこともですね、カリキュラムというのは、23年度中に玉名郡市のものは全部共通で一応作られて、そして南関町に合わないものがあるならば、それをここで作るんだというような理解でよろしゅうございますか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 当然、年間指導計画と照らし合わせればなりませんから、その単元を削るわけにはいきません。だけど、生徒の実態によってですね、プラスせにゃいかん、ちょっと落ちているからということで、1年間の特に昨年度の授業の総計数を見ますと、文部科学省は全教科、あるいは道徳とか、特活とか、総合的な学習とか、合わせて中学校は1,015時間が1年間の総授業時数です。1,015時間に対して1,080時間以上あります、実施され

ています。ですから、そこにあまり余剰の時間があるので、それでもって南関中に合うように作り替えるというのが計画ですね。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） あんまり道草を食うと、ちょっとまた気持ち悪うなりよりますので、また時間が残ったたら、また逆に戻るといようなことでやってみたいと思います。

この1番につきましては、今だいたい教育長から前もって、ここで質問事項は、私のほうに渡していただいております。それによってですね、カリキュラムと週案との比較をですね、ずっとやることができた。これにもう一つ、メーカーからのですね、出版社からのものが一つあるんですけど、それとも、これは後でまた申し上げますけど、それともまた比較しながらですね、カリキュラムをまた見ておくことをちょっと申し上げておきます。

2番のほうに入ります。これはつい先日、3月議会では、教育長はいろいろやり取りがあった後で、週案の開示については検討するということがあったんですよ、議事録を見ますとね。ということはですね、週案の開示については、一応施行規則の中ではね、そう確かに書いてありますね。開示しても、一応公文書になつとるので、開示は可能になつとるはずだがということですけども、実際はそういうふうには言うておられないですね。教育長はやっぱりそういう意味では、不親切だったかもしれない。やっぱりもう少しこういうことがあるので、そういうことをやったらどうかと言われたら、もっとよかったと思います。これは私のちょっと不満です。それは、これであれします。

そして、これはですね、また週案の開示というのは、平成18年に遡るんですね。週案を見せてくれ、見せてくれと言いましたけど、これは20年にまた再編成になって、変更になってですね、20年が一番最後のやつですね。この20年の3月、これですね。21年にもなっているんですけど、20年6月にまた質問をしているんですけど、それについても、こういうのがあるからというのを言うておられません。これは、教育長じゃないと思いますけど、前任者だと思いますけど。とにかく、週案を見せてもらいたいというのは、私のロマンでもあったわけです。一体どういうことを基にして、先生は教育計画を立てよつとだろかなと。それに対してカリキュラムというのがあって、そのカリキュラムと比較をして見ていかならばどうもならんなどというのは、これ後でわかったんですけど。それでですね、週案とカリキュラムを通していろんな解析が可能になるわけです。これはまさしくですね、私にとっては画期的な出来事として、教育が次第に開かれたものになりつつあるなど。その第1歩として評価しなければならぬと思っておるわけです。これについては、教育長の見解がありましたら、簡単をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 簡単にということですので、先ほどのいわゆる不満の部分から、ちょっと述べさせてもらいます。実は私単独で、例を見なかったものですから、即答を控えたところ

で、検討しますと言ったところです。今年度に入りましての教育委員会にそういう話が出ているということで諮りまして、これはもう位置付けられているから、開示は当然だろうということになりまして、開示をしてもらうことになったわけです。その20年ということですが、実は位置付けができたのは、19年6月ですので、本当はそこからもうOKを出すのが筋だったかなというのが私の考えです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 3番に入ります。校長はですね、この1番に対する、だからカリキュラムに対応した週案に記入すべき中身・内容がですね、どうもはっきりしないと。だから、どういうふうに指導されておるかというようなことについてですけれども、これはですね、平成20年の6月議会ですね、当時の橋本教育長はですね、週案は教頭が月に1回、校長が1学期に1回、これを検査し、指導すると答えておられるわけですけど、このへんについては間違いございませんか。これについてもまた、簡単をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 20年の6月、私はここにおりませんで、しかもその経過も存じ上げておりませんので、事実かどうか分かりませんが、記録があれば間違いなことかと思えます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私は管理規則を見たんですけどね、そういうことは一切書いてないですよ。だから、週案を教頭が月に1回とか、校長が1学期に1回とか、そんなことを検査し、指導するというようなことは、どこにも書いてないのがですね、それをよう言えるなあというふうに、私は今でもちょっと疑問に思って、もし違うところにですね、管理規則に類するやつがあれば、それを紹介していただきたいということで質問いたしました。それはもう結構です。

週案はですね、先ほど、数学・英語とも週4時間あると、他の行事がいろいろ割り込んできた場合には、それが減ってしまうと。それは指導主事の方が、それを伸縮、伸び縮みさせるといふようなことだそうですね、週案による進捗状況のチェックというのが、形式だけになっていないかということですね。これはなぜこういうことを言うかといいますとですね、週案を見ただけではですね、実際この先生が予定に沿ってやっておるかというのは分からんわけですよ。それについて、教育長、どういうふうに思われますか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 形式的であっても、それを記録していかないと、授業は単元はクリアできたかどうか、本人自身がわからんわけですよ、指導者自身が。ですから、これは週案はやっぱりきちんと書いていくのが筋ですが、形式的と捉えずに、それは年間指導計画の中のこの部分をこの時間にやるんだという形ではあっても、それはきちんとやっぱり積み重ねて、一単元がきちんと計画どおりに記入できるようにしていただいたいというのが週案なんです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ですから、もうこれは4番目の中に入ってまいるんですけども、もしそうであるにしても、やっぱりチェックの方法っていうのがあるんです。どういう方法でこれをチェックするかと。例えば、これは週案なんですけど、これはいただいた週案なんですけど、こういうものなんです。これで私、丸印でやったのは、全部英語の3の丸印は、3の3をやってますから、3の3のところ、丸印でずっと下の追っかけていっているわけですね。こういったのを追っかけていって、ああなるほどこうなっているなというようなことは、それはわかる、これだけはわかる。ところが、それがですね、カリキュラムに従ってやっとなかると、これが問題です。カリキュラムに従ってやっとなかっているのは、英語の3によっては非常に顕著に現れている。先ほど、週案の内容が空白になっているところが、多々見受けられると、私が書いておりますけど、まずんじゃないかというところまで書きましたけれども、これは時間でカウントされているのか、ないのか。もし時間でカウントされておるのであれば、これは指導事項に入るんだと。これは指導事項というのは、これはいかなんですよということだと思いますけど、指導事項になっているという証拠はですね、例えばこれは3年生の場合がですね、すみません、3年生と1年生でですね、片っぽが6時間あって、片っぽは3時間なんですよ。どちらでもいいんですが、例えば3年生の英語はですね、ここですね、10月12日と16日です。10月12日と16日のですね、この項目、3年3組、丸印ですね。そして、16日は、また3年3組で空白です。しかも、この空白になっているのはですね、ここの自習時間数でカウントされとる。だから、これは指導事項に入ると。こういうのはですね、失礼します、3年生がこれはちょっと後でまた出てくると思いますけど、3年生が6で、1年生が3かどっちか。何か3か6です、ちょっと間違っていたら、訂正を後でしますけど、そういうことになっております。ですから、そういうことであればまずいんじゃないですかと言うたら、まずいということになるわけですけど。

その次に、担当の教諭が作るという説明でしたけれども、作ったからにはですね、この誤差の大小はありましても、カリキュラムと週案を比較した場合に、自分で作った計画案を正確に実行するというのが担当教師の義務だと思うわけですよ。約束でもあるわけですけども、授業をしながら、ここをもう少し教える必要があると判断をした時にですね、どのように修正を加えるのでしょうかという質問でございます。1カ月後ですか、それとも单元ごとにやるのでしょうか。しかも、それをどうやって教務主任だとか、校長だとかですね、それが遅れているなどというのは、どうやってチェックをするのかと。そのへんまで、ちょっと教えてください。

議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、10分ほど休憩します。

次は答弁からです。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番議員の質問に対する答弁の番でしたので、これを続行します。

暫時休憩します。教育長、打合せを。

-----○-----

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の番です。教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど、平成20年6月は、私は教育長じゃなかったのということで、わかりませんと言いましたけど、答えが間違っておりまして、ちょっとそこから訂正させていただきます。校長が週案は1学期に1回検査し、教頭が月1回というふうになっているということですが、これは当時の橋本教育長が、多分、中学校のその当時の20年現在どうしよるかというお尋ねされたことを、そのままここで答えられたことかと思えます。別に管理規則では何もうたってないし、ルールは決まっておられません。ただし、現在ではですね、毎月1回は必ず週案を教務主任が集めますが、提出し、校長、教頭がコメントを書くというふうになっている学校がほとんどです。

そして、ただ今の質問です。授業の進捗状況でですね、いわゆる予定どおりいかん場合に、どう回復、取り戻しをしているかというお尋ねですけれども、取り戻しをするためには、それぞれの教科担任は、非常に工夫をしなければなりません、例えば予定ではこの単元を12時間で教えなければならないのに、12時間では終わりそうにないという時には、あとプラス2時間はかかりそうだという時には、教務主任にお願いして、自習が空く先生のところをもらいたいというようなことですね、次の週指導計画を立てる際に、それを自分で確保して、自分たちの教科で確保して、そしてその時間を自分の教科に充てるというような努力をしているという話を教頭から受けたところです。ですから、ずっと後になって取り戻すじゃなくて、自習まで、あるいは次の次の週までには、できるだけ早くその穴埋めをするという手立てを実際にはやられております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 先ほどの言われたことで、月に1回、それから校長は1学期に1回というのが慣行になっておるのであれば、施行規則の中に是非それは盛込んでいただくようお願いいたします。それはご検討いただきたいと思えます。なぜならば、その場限りになってしまうということを恐れるわけです。ですから、最低それはやっていただきたいと思えます。お願

いします。

それから、今さっきのお話の続きになりますけど、週案をどういうふうにチェックするかということですけど、校長はやっぱり1カ月後になっても、やっぱり授業参観ということで、初めて私、入ってまいりましたけど、授業参観によってもチェックをするんだということですけども、たいていの場合は専門家じゃないんですね。例えば、専門の体育の先生が校長になられた方が、英語のページ数もわからん、中身もわからんというようなことで、どうやってチェックするかと。また、カリキュラムがないならですね、比較対象がなければですね、チェックのしようがないんですよ。だから、そういった場合にですね、カリキュラムに沿った週案に、ページ数が必ず記入されておらなければならんはずだと。これは教育をされる担任の先生がですね、これは俺の表簿やけんがら、そんなつは勝手やっかと言うても、これは校長に見てもらわんと、自分の仕事は全うできんわけですから、校長先生がわかるようにするためには、ページ数だとか、中身とかですね、そういうものは当然入っとかにやいかんわけです。そういうふうなことで、是非これもやっていただきたいというふうに思います。

先ほどですね、記載なしというのがですね、中学校の英語で、3回か6回かわからんと言われましたけど、調べましたところが、中学1年の英語で3回あります。中学3年の英語で6回あります。今さっき、ちょっと話題の中で、2時間とか、3時間とかだったら適当に挽回するとおっしゃいましたけど、だいたい教育長もそのぐらいのイメージだったと思うんですけど、ひどいです。こんなのがですね、そしてしかも挽回もでけんで、ずうっと最後まで行って、そしてしかもこれまた後で出てきますので、ちょっとひど過ぎるというようなことで、理解できないわけですね。こういうことをやっていらっしゃる校長にも私は問題があると思っているんですよ。それを教育長も、よければ伝えていただきたいと思います。こそらっとですね。

次にまいります。教科書はですね、数学でいいますと啓林館、英語は3だけしか持ってきてませんけど、NEW HORIZONというて、これは東京出版がですね。これは去年からこの教科書になったということで、玉名郡市全部共通でやっているというので、私もハッピーだと思っております。これから、あとまた少し、やってみたいのがありますから、これが使えるということですね、まあそういうNEW HORIZONのシリーズです。

それぞれ資料というのをですね、インターネットを開示してですね、啓林館にしても、NEW HORIZONの東京出版にしても出しております。それがどういうように、このカリキュラムと関係を持つとかというと、調べましたけど、これは教育長から資料をいただいたんですかね、調べることができたんですけども、驚くなかれ、数学はですね、全く一緒です。啓林館の出した数学の指導予定表と、カリキュラムによる指導予定表は全部一緒です。ということはですね、じゃあ英語はどうかと、英語はですね、これはまた全然違っている。英語はもう、それこそ何でこんなに違うだろうかというふうに違っております。これはまた後で、また申し上げますけれども、去る3月議会で質問した後でもらった資料はですね、試験範囲を進捗状況に合わせて、うまくいっとなるかどうかという、これでちょっと見てみたわけなんです。これは

あきらかに私の失敗でした。こんなことでわかるわけがねえじゃねえかというのは、週案を通してわかることができた。カリキュラムを通してわかる。非常に私も勉強になったわけですけど、授業の進捗状況を試験のページで判断するということは失敗に終わったけれども、新しいアプローチの仕方が見えてきたと、先ほど申し上げた。カリキュラムの履修予定時間数は、数学では第何章、第1、第2、第3、第4、第5、第6章まであります。英語では、第何単元、ユニットとありますが、これをずっと書いてあります。それぞれの時間数を区切ってあるわけですけども、これで見ますと、週案、これは先ほどの週案ですね。英語のこのやつと、先ほど申し上げたカリキュラム、これが比較対象できます。ページがありさえすれば、これは先ほどの校長先生が体育出身であって、英語がようわからんかもしれんて、失礼な言い方もしましたけど、このページ数がわかればですね、はっきりわかります。この二つの比較なくして、校長はどうやってチェックするんですかと言いたいわけですよ。これはできません、私はそう思います。

先ほど、数学は1年、3年とも時間数は全く同じですね、出版社とカリキュラムは一緒です。ところが、英語のNEW HORIZONは、中学1年生ではカリキュラムでは137時間教えるということになっております。それがですね、出版社の資料では、なんと82時間、82時間でいいことになるとるわけです。3年生はどうかといいますと、カリキュラムでは143時間使うという約束をしております。カリキュラムは約束事ですから、生徒を指導される先生の約束事でもあるんです。自分は143時間を使いますよということになるんですが、出版社の資料では84時間しか使わない。もちろん注釈がありまして、84時間以上使うというのはご自由に使ってもよございますという注釈がもちろんあるわけですけど、しかし中1、中3とも、出版社の指導計画資料は、カリキュラムの実に3分の2という数字です。これはどういうことか、教える先生のスタイル、考え方の相違ということでしょうか。これをまたちょっとお尋ねします。簡単をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） よく調べておられるなということを感じていますが、まず数学は全く一緒だったということですね。年間指導計画を作成する段階で、いわゆる啓林館という会社の指導資料、これを用いて年間指導計画を多分、玉名・荒尾管内ですね、作られたと思えます。ですから全く、羅列も、順番も、それから時間数も合っていると。

それに対して英語ですが、教科書会社と学校の予定が大いなる差があるということで、59時間違いですか、あるのは、これはいわゆる出版会社が作ったNEW HORIZONの教科書は、84時間で指導はできるという目処だと思います。それに対して、いわゆる英語の学習は文法とかもあるんだけど、今、非常に重視されているのが、発音というか、会話ですよ。この会話の勉強というのは、トレーニングが必要ということで、そのために教える先生のスタイルでどがんでんよかつかということですけども、どうでもいいということではなくて、そういう別のエクササイズが必要であることから、幅があるというふうに捉えた方がいいかなと

いうふうに私は考えます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） その次にですね、いよいよこの私の質問の核心であるわけですが、週案とカリキュラムとの比較に入っています。これからが大事なところです。ちなみにですね、週案は中学1年の数学では、1年1組を見ました。中学3年生では3年の2組を見えています。それから、中1の英語では1年1組、中学の3年では、これですね、これがその週案なんですけど、3年3組を見ました。なぜこういうことをやったかという、根拠は何もありません。ただ、各学年3クラスを全部見るということは、それ自体大変だと思いますし、あまり大きな変化はないと判断をしました。先生は同じなので、多分同じ傾向と思われるからです。

さて、週案をどのように読むか、初めての体験でしたけれども、私は暗中模索の中で次のように考えました。まず、カリキュラムをどう解釈するか。カリキュラムは先生の教える年間計画ですから、義務教育の期間中、これだけはぜひマスターさせておかねばならないという内容を盛り込み、なるべく効率よく無駄のないスケジュールを立てなければならないはずだと。これは、我々素人が考えても、わかること。そして、カリキュラムも週案も、先生の作った授業計画ですから、週案の実施もできるだけその予定に沿って行われるということが常識です。

実際はどうだったのか。まず英語から始めます。その前にですね、ちょっと前提がありまして、出版元の指導計画資料には、中間テスト、期末テスト、それに学力テストなどのテストは含まれておりません。従いまして、カリキュラムにも数学でいいますと、全く同じということは、そのカリキュラムもテストの時間は引いてあると解釈をしました。先ほどの英語のカリキュラムは同じであることから、そういう判断をしたんですが、英語もそのように判断をしました。それで、週案の履修時間を指導計画の時間数にレベルを合わせるために5時間差し引いております。その結果ですね、どうなるか。中学英語では、カリキュラムでは、年間137時間、先ほど申し上げましたけど。週案では、それが104時間。137時間が104時間、33時間も少ないんです、週案はですね。差し引き38時間不足しているわけです。これは一体どういうことかと、中学1年の英語は新1年生になってですね、考えても見てください。最初は慣れるに大変で、ある程度の遅れは仕方のないことでしょうけれども、その遅れを挽回しようとする努力が全く感じられません。一番ひどいと思うのはですね、教科書の初めのウォームアップで、これはNEW HORIZONの3年生ですが、1年生というのは持ってきておりませんが、これは1年生もですね、一番最初にウォームアップというところがあります、このウォームアップですね。ウォームアップでですね、カリキュラムでは16時間使いますよという約束をしておられる先生がですね、9時間しか使っていません。7時間の未達ですね。同じように、ユニット8というのが where とか which とか what などの疑問詞を学ぶところで、12時間の予定が6時間しか消化していません。ユニット9というのは、現在進行形、命令文

などを学ぶユニットですけれども、ここも6時間の未達です。ユニット11はですね、最後のユニットですから、1年の総まとめとして題材に選んでおるようですけれども、これはですね、24時間の予定がですね、11時間しか使っておりません。各ユニットで少しずつでこぼこはありますけどですね、合計で33時間もですね、自分の約束したカリキュラム通りにですね、33時間もショートさせて教えておるといことです。これは一体どういうことですか。これはもう町長に言っても答えようがないと思いますので、これは事実として申し上げておきます。これはもう許されんことですね、私に言わせれば。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 大変お怒りで申し訳ありません、というのが、恐らくそのコピーを提出した際の、管理職のチェックもやっぱりないままに出されていると思うわけですね。さっき、空白も実はクラス名が入ったということで、授業の記録がされないままということですので。後の33時間についても、実は、私の年間実施時数という、ここにもらってます全学年の全教科、これでは1年1組、英語は130時間実施したと。104時間とさっきおっしゃいました。130時間実施記録があります。ですから、結局、137に対して130で、まあマイナス7ではありますけれども、33時間じゃなくて、実際には7時間の不足ですね。それにしても、それだけの104から130ですから、26時間が未記入のまま、それがチェックされてないということで、これは管理、もちろん指導者の記入、週案を立案できていなかったことの責任が一番ですが、管理体制も不備だったんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 週案というのは、そんないい加減なものじゃないはずでしょう、本来ですね。だから、そういうのを記入ミスでそのままやってきたっていうのは、それは返っておかしかなかですか、その先生が。そら許されんですよ、そういうことをまたやって、そしてそれが通ってきとるといのがですね、なめられとるとじゃなかかと、私は思うぐらいです。教育長の言われるのは、そら教育長の言う一つの一理かもしれないけど、私はそれに対しては、そういうふうにして思いました。

これは、ただ週案を見るというだけでは、授業がうまくいっているかどうかというは、わからないとうことがよくわかるわけです。これは、週案とカリキュラムの比較ができていない以上はですね、わかりません。現場と一緒に仕事をしている同僚の先生方はですね、これはちいっとこの人はおかしな人と思われる人がおらすかもしれんけどですね、書類でしか判断できないという、我々外野はですね、カリキュラムと比較して初めてわかることです。これは大変なことです。恐ろしいことです。保護者がそれを聞かれたらですね、一体どう思うだろうかと。もう少し事実関係をはっきりさせなくちゃいかんと思います。

よく子どもはですね、学校に質を取られているので、保護者も強く言えないと言われますよね。よく言われます。私のように、よそから来て、いろんな先生とのしがらみがない者でなけ

れば言えないことかもしれませんが、学校も教育委員会も、どのように授業の進捗状況をチェックするのか、強く反省をしてもらいたいと思いますが、何か対策を考えていただきたいと、これはまた後で取り上げますけれども、時間があれば取り上げますけど。

次にですね、英語3にまいります。英語3はカリキュラムでは、先ほどの時間数についてはちょっと問題が。私が調べたのを中心に申し上げているわけですから。年間125時間とカリキュラムでなっておりますけど、これに対して、週案では130時間となっております。これは体裁上ではですね、週案はカリキュラムより余計使っておるのでいいじゃないかということで、帳尻は合っております。しかし、中身を見るとおかしいところが散見されるわけです。先ほども申し上げましたように、最後の合計が合っていればそれでいいのでしょうか。内容を見ればわかりますけど、ユニット1で8時間もの未達、ユニット3では12時間もの未達、ユニット4では10時間の未達、この3ユニットだけで合計30時間もの未達となっております。これは大変なことです。それをですね、最後のユニット6でですね、23時間も、予定より23時間も多く使っておる。こんな先生っておりますかね。各単元が10時間も遅れたものをですね、慌てて取り戻してですね、23時間も一番最後のところだけでやろうとしとるわけですよ。いくら受験がどうのこうの言ってもですね、受験は巻末だけでわかるわけじゃないですね。そんなことをやっている先生がおるんだということです。これは許されんですよ、私は。

英語の単元は、それぞれ重要なことを教えなければならないわけですが、このような極端なやり方をしている教師を週案の管理者として、わからないのだからと、どういうチェックをしているのだからと、疑わしくなる。これはもう先ほど申し上げましたが、よく調べていただいた。今後は絶対こういうことのないようにチェックをしていただきたい。でなければ、積み残しをされた子どもたちが可哀想だと思います。

教育長、ちょっとこのへんで、言いたかことも出てきたと思いますけんがら、ちょっと言ってください。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） このことにつきましては、昨日、教頭が元指導主事ですから、こういう指摘を受けるということで話をしました。実は今、最後のユニットで23時間、いわゆる週案の立て方に問題があるというふうに教頭の話ではありました。というのが、実は授業中というのは、スパイラルという方式で、前勉強したのをもう1回、後で繰り返していくことによって補強するというので、後になってまとめて何かその巻末のをやって、そこだけが多くなったような書き方をしているの、今後やっぱり年間指導計画とこの週案とのマッチですね、マッチングをきちんとできるように、ぜひ私からもお願いしますので、今後はそのような指導をお願いしますということで、昨日話したところです。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私に言わせると、それは非常に言い訳にしか過ぎんと思うわけで、カリキュラムが最初うたってある以上、それよりも10時間もですね、3単元も全部遅らかせ

るというのは、これカリキュラム自体がですね、同じ先生が作ったんだとすればですよ、これは大変なことですね。だから、週案が間違おうとったんじゃないで、先生の頭がおかしかったということです、私はそう思います。

ある校長からですね、言われたんです。私たちは、与えられた持ち駒でしか戦えないと。もし、どうにもならない教師がいても、うまく使っていく以外にないと、はっきり言っておられます。しかし、迷惑なのは生徒です。これは現実かもしれませんが、週案による授業未達については、注意して見てもらわないといけないと思うわけです。

次に、数学のほうに移ります。数学はですね、1年生についてはですね、私、こういうふうに思いました。中学1年の数学はですね、カリキュラムが119時間に対して、週案は126時間となっております。中学1年生になって初めての第1章、正の数・負の数で7時間。第2章、文字式で5時間多く使っておりますけど、その分、第6章、空間図形では7時間少なくなっています。しかしながらですね、新1年生での事情もあることです。このくらいのことは、やむを得ないことかと思いましたが。それは、あまり他のがひどすぎということもあってですね、そういうふうには思いました。そして、申し継ぎによっては、中学2年、3年でも、挽回ができるんじゃないかなというように私は思っております。

問題なのはですね、中学3年生です。これは最後の核心の一番最後ですけども、第1章の式の展開と因数分解では6時間。第2章、平方根で4時間使い過ぎとるわけですが、これはですね。その分、第5章、図形と相似では10時間、第6章の円の性質では5時間も未達。つまり5章と6章で15時間の未達となっております。そして、このカリキュラムは114時間となっておりますけれども、それより9時間も少なく、105時間しか消化できていません。だから、この先生は一体どういうつもりで多く使って、多く使ったのを最後に足りなくなったので、慌ててそれを挽回させようとするどころか、そのまま放ったらかしております。そんなことであるですかね。こらあもう嚴重に抗議せにやいかん。それだけのやっぱり自分が作ったカリキュラムに対して責任を持ってもらわないといかん。それが無い。105時間しか消化できていないんですね、合計で。数学はどの単元もおろそかにできないので、全体の1割も減らかしていいんでしょうかね。1年生、2年生の積み残しが遅れの原因となるんでしょうかね。ただ、1章も、2章も、5章も、6章も、同じ重要なはずですが。この極端さは、時系列のヒストグラムで示すとはっきりしますけれども、週案ではですね、1章と2章を終わるのに、期末テストの直前、9月3日までかかっております。週案で1章と2章が終わるのに、9月3日までかかっております。ところが、カリキュラムでは9月3日にはもう第3章が終わって、第4章の $y = ax^2$ というところの中間までいってしようという予定なんです。そういう約束事が週案とカリキュラムの中であっているわけです。これではですね、後のほうにしわが寄るのは当然のことですね。できれば、単元通りに消化すべきだったと思うんだけど、なぜできなかったのかということに対してもですね、これは鋭くやっぱり迫らんといかんと思います。

それからですね、私が疑問に思ったんですが、週案の時間数がですね、たった105時間し

かない。カリキュラムでは、114時間になっているのに、9時間足らんわけです。これはなぜだろうかと。これについては、先ほど教育長がですね、足りない部分は教務主任の人に相談をすることで、他のところの空いたところを埋めるとか何とかというこつも手立てが考えられると。だからそれでやるんだらうとかいうことですが、それは全然ないですね。部屋のないのはいまなんです。これは許されない。教える時間数が未達となっているのなら、年度計画の推移でわかるはずですから、その分を必死に取り戻すようなことは考えておられないだろうかと。少なくとも数字達成のために頑張らなければならん、努力されにゃならんと、これが当然の生徒に対する誠意であるし、自分の仕事を完璧に期すための仕事です。週案とカリキュラムはですね、ちょっと私、思ったんですけど、会社でいうとですね、営業予算と実績と同じです。そういうふうに理解するとわかるかと思います。従ってですね、仕事に対する熱が足りないと、はっきり言うことができます。もし私がこう今言っている数字が合っているならですよ、これがあってないならば、指摘をしていただきたいし、謝ります、すいませんでしたと。謝ります。だからそういう機会を設けていただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

それからですね、英語もですね、一般に数学よりも余計取ってありますね、時間は余計取ってあるんですよ。だから、英語もある程度、自由度はたくさんあるように感じておりますけど、先ほど教育長も言われましたように、数学はもっと増やさなければ、国際競争力に負けてしまうという恐れがあります。これは南関中学だけの特徴ではないはずです。ゆとり教育の影響というがまだ残っているのかどうかあとというようなことがあるんですけど、それについて、教育長はどういうふうにお考えですかね。

○議長（本田眞二君） 質問者、残り7分です。教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど、時間数で申し上げました、最初の学習指導要領が発表されてですね、今回の学習指導要領改訂は、数学を1、2、3年合わせて11時間になったと。それに対して、12時間から11時間に減ったわけですね。それに対して、英語は1、2、3年で9時間、毎週ですよ。各学年3時間ずつ、1、2、3年生で9時間勉強しよったのを、12時間に増やしたと。どちらかというところ、国際競争力を数学じゃなくて、英語でつけようというふうなところに方針が変わったということですね。ゆとり教育からは脱皮しなければならないというのは、文科省の方針であるわけです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 時間も大分なくなりましたので、次の5番目のほうに入ってまいります。表簿の保存が3年となっておりますけれども、これは施行規則で、週案の保存期間は3年ということで、まず私はこれで驚きました。あの平成18年当時、私が問題にした時のですね、その一般質問をした時の議事録関係は、一切もう残っていないということでしょうか。それから、年間指導計画案の保存、これはお答えをいただいておりますんですけど、もしこれは

12条のどの項目にも入っていないのならばですね、このカリキュラム自体はもう保存期間についてはうたわれていないと、だからいつ捨ててもいいということになるわけですね。それじゃちょっとまずいんじゃないかと。表簿が、その週案が週案で3年なら3年で、私は短いと思いますけど、そういうのがある以上はですね、カリキュラムも同じようにしておかなければ、何のために週案を置いてあるのかというのがわからんわけです。比較の対象として考えにやいかんで、当然、これは改めていただかんといかんと思います。これは検討事項として、ちょっとメモをお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今回の唐杉議員の指摘によりまして、いわゆるその年間指導計画と週案というのは、非常に重要な両輪であるということが指摘いただきましたが、当然、学習指導年間計画というのは、1年で捨ててしまうものではございませんけれども、それをうたっていないということで、12条の1項目の11号にですね、今後、週指導計画案としているのを指導計画案(年間及び週)ということで位置付けていくように規則を改正する方向で教育委員会に提案していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ありがとうございます。

まとめにちょっと入らせていただきます。このようにですね、週案を4,300円払って、中学1年・3年の英語・数学の週案を手に入れて、同時に年間カリキュラムの提示をしてもらって、いろいろと調べることができました。大変ありがとうございました。もちろん、教科書や副教材も、卒業生ですとか、新2年生の生徒の保護者の方からお借りしております。調べるうちに、質問のように多くの問題点が出てきました。しかし、南関中の学力がどの程度のレベルにあるか、以前の平成18年当時とどう変わっているのかというのは、結論的には、私の力ではわかりませんでした。

先ほど、教育長は非常に、今まで私が聞いたこともないようなことを言われて、あれはオープンにしているのかどうかというあれはあるんですが、非常に感銘を受けたわけですけど、やっぱりあんまりいらん心配せんでよかったのかなというふうなことも思っておりますけれども、学校はですね、それでもちゃんと生徒を教えているのかについて言えばですね、調べた結果だけでは、総じてお粗末、お粗末です。せっかくの運動能力で、南関町というのは、中学・小学、優秀な成績を上げる子どもたちの資質があたりですね、つぶれてしまっているかもしれない。それは、優秀な方が玉中に取りれた、小中一貫に取りれた、これは塾に行っておられる方はほとんどそうであって、違う、違うと言われるなら訂正します。そういうことで、以前はもっと酷かったかもしれないというふうに思います。

総体的な問題ですけども、もっと他の地区のデータを集めてみなければ、本当にこの南関の中学校の教育の実態というのはわからんというふうに思っておりますので、先生の熱意、計

画的に授業を行おうとしているのかが、もっと深める必要があると。県教育委員会の一貫した態度である学力テスト結果の非開示というのは、一部の教育関係者の閉鎖性を生み出しているわけですが、それが崩れていくというのは、直ぐ目の前にきていると私は思っております。あと、限られた一般質問は、もう2回しかありませんけど、次回はまた違った角度ですね、迫ってまいりたいと思いますので、教育長、しばらくお付き合いをお願いします。

認定農業者についてはもう、質問を用意しておりましたですけど、ちょっとこれは省略させていただきます、時間も迫りましたので。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、10番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

明日21日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。

なお、この後、10分間休憩を挟み、本会議場にて全員協議会を開催します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時50分